広報
No.681
毎月１回１日発行

広報あさか

水と緑に満ちた　やすらぎと生きがいのあるまち　朝霞

©彩夏ちゃん

特集

寒風の中、明るくフレッシュな笑顔の花咲く成人式

　１月13日（月･祝）、ゆめぱれす（市民会館）で成人式が行われました。参加者は昨年より多い916人で、寒風が吹きすさぶ非常に寒い中でしたが、多くの新成人で活気あふれる１日となりました。
　式典は、東洋大学管弦楽団の奏でる音楽とともに進んでいく朝霞市独自の「音楽成人式」で、優雅な音楽にのせて行われました。さらに、成人式記念誌編集委員として選ばれた12人の新成人たちが、司会や二十歳のメッセージを伝えるなど活躍し、若い世代の力と心を伝えてくれました。
　また、会場の外では、青少年相談員朝霞市協議会主催の『親子でもちつきフェスティバル2014』が行われ、子どもたちが「成人おめでとうございます！」と新成人につきたてのおもちを渡し、この日を祝福しました。
　新成人の皆さんが若いエネルギーを存分に生かし、それぞれが希望する道に進まれるよう心から応援しています。ご成人おめでとうございます。

「あさか市民ラジオの時間」を放送中です！

　すまいるエフエム（FM76.7MHz）で市内のイベントや市民の声など、いろいろな情報を発信しています。ぜひ、お聴きください。

放送時間／平日　午後４時～４時30分
　土・日曜日　午前10時～10時30分
　午後５時～５時30分

【朝霞市行政情報 放送時間】
月～金曜日 7:00／11:00／16:00／19:00／23:00／2:00
土曜日 8:00／14:00／21:00／2:00 日曜日　8:00／16:00／2:00
すまいるエフエムホームページでも聴くことができます。

税の申告は正しくお早めに

今年も税の申告時期になりました。**平成25年分の所得税の確定申告**の受付は、

「2月17日㈪から3月17日㈪まで」です。

朝霞税務署では、平日（月～金曜日）以外でも2月23日・3月2日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います（そのほかの土・日曜日は受付できません）。

期限間近になりますと会場が大変混み合います。申告は早めに済ませましょう。

スタート

あなたの申告は･･･

平成25年1月1日から12月31日までに収入がありましたか。
＊遺族･障害年金、失業給付金、児童扶養手当などの非課税所得のみの方は「いいえ」に進んでください。

→はい：給与所得者の方は勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されていますか（提出の有無については勤務先に確認してください）。
＊給与所得者以外の方は「いいえ」に進んでください。

→いいえ：同一世帯内のどなたかの扶養になっていますか。

給与支払報告書について
- はい → 主たる勤務先から受ける給与のほかに給与･年金･配当･原稿料･報酬･不動産などの収入がありましたか。
- いいえ → 平成25年中の合計所得が、社会保険料控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超えていますか。
＊給与所得者の方で年末調整がお済みの方は「いいえ」へ、お済みでない方（年の途中で退職した方など）は「はい」に進んでください。

主たる勤務先から受ける給与のほかに…収入がありましたか。
- はい → 主たる勤務先から受ける給与以外の給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超えていますか。
- いいえ → 申告をする必要はありません。

主たる勤務先から受ける給与以外の給与収入と給与以外の所得の合計額が20万円を超えていますか。
- はい → **税務署に所得税の確定申告をする必要があります。**
- いいえ → 市役所に市民税・県民税の申告

平成25年中の合計所得が…超えていますか。
- はい → **税務署に所得税の確定申告をする必要があります。**
- いいえ → 市役所に市民税・県民税の申告

同一世帯内のどなたかの扶養になっていますか。
- はい → 申告をする必要はありません。
- いいえ → 市役所に市民税・県民税の申告

市役所に市民税･県民税の申告をしてください。
※収入のなかった方についても申告をしていただくことにより、国民健康保険税･介護保険料などの算定の基礎資料、ならびに児童手当など各種手当の申請、諸証明書の発行等の資料となります。

公的年金等に係る雑所得がある方はこちら

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下ですか。
- いいえ → **税務署に所得税の確定申告をする必要があります。**
- はい → 所得税の還付申告をしますか。
  - はい → **税務署に所得税の確定申告をする必要があります。**
  - いいえ → 日本年金機構等から送付される公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更または追加がありますか。
    - いいえ → 申告をする必要はありません。
    - はい → **市役所に市民税･県民税の申告をする必要があります。**所得税に変更がない方も、控除額に変更がある場合は市･県民税などに反映されますので、市役所に申告をしてください。

所得税（確定申告）の申告受付／税務署

申告書は自分で

還付申告は簡単な様式になっています。できるだけ自分で作成して、申告の期限内に提出しましょう。郵送（〒351-8601　朝霞市本町1-1-46　朝霞税務署個人課税部門宛て）でも申告できます。申告用紙は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）からダウンロードできます。

朝霞税務署

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください

e-Taxについての詳しい情報は、e-Taxホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。また、国税庁ホームページで所得税の確定申告の作成ができます。

確定申告に関する問／朝霞税務署　☎467-2211（申告案内窓口）

市民税・県民税の申告は市役所または産業文化センターへ

市民税·県民税の申告受付日程

受付会場	受付期間および時間
市役所別館５階 大会議室	２月17日(月)～３月17日(月)（土・日曜日を除く） 午前９時～午後４時 ※３月２日(日)午前９時～午後４時は受付を行います。
産業文化センター ２階研修室	２月23日(日) 午前９時30分～午後４時

給与所得者および年金所得者の所得税還付申告についても、上記のとおり受け付けています。
※事業・不動産・譲渡所得のある方、所得税の住宅借入金等特別控除の申告は、税務署での受付となります。

産業文化センター

市民税・県民税の申告に関する
問／課税課　☎463-2852～3

申告が必要な方

- 平成26年１月１日現在、朝霞市内にお住まいで平成25年中（１月１日～12月31日）に所得のあった方（アルバイト・パートによる所得があった方も該当します）
- 平成26年１月１日現在、朝霞市には住んでいないが市内に事務所・事業所等を所有している方

申告が不要な方

- 給与以外に所得がなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方（※給与支払報告書は、平成26年１月１日現在お住まいの市区町村に送付されます）
- 所得税の確定申告（還付申告を含む）をした方
- 同一世帯内のどなたかの扶養になっている方
  （世帯が別の場合は申告が必要な場合があります）

申告に必要なもの

①印鑑
②【給与所得者または年金収入のある方】平成25年分源泉徴収票等
③【事業所得等その他の所得のある方】帳簿類など所得金額が証明できるもの
④平成25年中（１月１日～12月31日）に支払った国民年金保険料・国民健康保険税（料）・長寿（後期高齢者）医療保険料・介護保険料などの社会保険料の支払証明書または領収書
⑤平成25年中(１月１日～12月31日)に支払った生命保険料・地震保険料および平成18年末までに締結した長期損害保険料の支払証明書
⑥【医療費控除を受ける方】平成25年中（１月１日～12月31日）に支払った医療費の領収書（保険等で補てんされた金額がある場合は、金額のわかる書類等）
⑦【障害者控除を受ける方（被扶養者を含む)】身体障害者手帳など確認できるもの
⑧【学生の方】学生証または在学証明書
※郵送で申告する場合は、源泉徴収票・その他各種控除証明書および領収書を必ず同封（のり付け不要）してください。

申告を忘れると・・・

- 申告を忘れると、児童手当等を受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、年金の免除申請をするときなどに必要な証明書等の発行ができません。
- 収入のなかった方についても、申告していただくことにより非課税証明書の発行、国民健康保険税・介護保険料などの算定の基礎資料となりますので、忘れずに申告してください。
- ご家族の方があなたのことを税法上の扶養（社会保険などの健康保険の扶養に入ることとは異なります）の申告や年末調整に記載がもれている場合もありますので、ご確認ください。この場合、ご家族の方の申告が必要となります。

確定申告不要制度（平成23年分から創設）

公的年金等に係る雑所得を有する方のうち、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、日本年金機構等から送付される公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更または追加のある方は、市民税・県民税の申告が必要となります。

なお、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要となります。

バイク・軽自動車の廃車・名義変更手続きは済んでいますか？

軽自動車税に関する
問／課税課　☎463-2851

軽自動車税は、毎年４月１日に軽自動車等を所有している方に課される税です。自動車税と異なり、月割りで課税する制度がないため、４月２日以降に廃車および名義変更の手続きをした場合は、１年分課税となります。

課税対象車両
・原動機付自転車（排気量125cc以下の二輪車等）
・ミニカー　　・小型特殊自動車
・軽自動車（二輪・三輪・四輪）
・二輪の小型自動車（排気量250ccを超えるもの）

手続きは確実に！

毎年４月１日に、対象となる車両を所有していない場合でも、廃車等の必要な手続きをしていないと課税されてしまいます。「すでに廃棄処分した」「盗難にあった」「他人に譲った」等の場合には、廃車や名義変更の手続きが必要です。特に、盗難の場合、警察への届け出だけでは廃車とはなりません。

また、市外へ転出される方も、住所変更等の手続きが必要です（県外の運輸支局や軽自動車検査協会で手続きをされた場合は、税申告書を課税課庶務係へ送付してください)。

なお、手続きの代行を依頼した方は、それが完了していることを必ず確認してください。手続きを確実にしないと税金がかかるばかりではなく、トラブルの原因にもなります。早急に手続きをしましょう。

手続きを行うところ
①原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカー…課税課
②軽自動車三輪・四輪…
軽自動車検査協会埼玉事務所所沢支所　☎049-258-8011
③排気量125ccを超える二輪車（軽自動車二輪・二輪の小型自動車）…
関東運輸局埼玉運輸支局所沢自動車検査登録事務所
☎050-5540-2029
※テープ対応後、オペレーターにつながります。

問…問い合わせ

異性間暴力を防止しよう!!

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部が改正されました!!

今回の改正によって、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力およびその被害者についても、配偶者からの暴力およびその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなり、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました（平成26年１月３日施行）。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）ってなんだろう？

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）は、夫婦や元夫婦、恋人など親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力のことをいいます。

暴力は本質的に理不尽なもので、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うものです。

たとえ夫婦の間であっても許される行為ではなく、暴力を振るわれてよい人などいません。

暴力の種類は１つではありません!!

身体的暴力
- 物を投げつける
- 押さえつける
- 体をつかんで揺する
- 殴る
- 蹴る
- 髪の毛をひっぱる

＊身体に直接加えられる行為

精神的暴力
- 繰り返し批判したり否定的なことを言う
- すぐ不機嫌になる
- 無視する
- 交友関係や郵便物などを細かく監視する
- 家族や友人などとのつながりを断たせる

＊暴言や監視など、自尊心を傷つけ、精神的におとしめたり、不安を感じさせる行為

経済的暴力
- 生活費を渡さない
- お金を取り上げる
- 仕事を無理やり辞めさせる
- 借りたお金を返さない

＊経済的に身動きできない状況にする行為

性的暴力

＊望まない性的な行為を強要したり、ポルノ雑誌を無理やり見せたり、避妊をしないなどの行為

友達や知り合いが困っていたら…

ＤＶは、表に出にくいのが特徴でもあります。また、夫婦げんかで済まされてしまうことも少なくありません。

最近では、中学・高校・大学生の若年層の間でも暴力が起きています。これを『デートＤＶ』といいます。

どんなに親密な関係であっても、暴力を振るう行為は犯罪です。

被害を受けていることを相談するということは勇気とエネルギーが必要です。

友達や知り合いが悩んでいたら、「あなたは悪くないよ」などと声をかけ、左記相談窓口を紹介してあげてください。

なぜＤＶから逃げることができないのか…

１　恐怖感	２　無力感	３　複雑な心理
「逃げたら殺されるかもしれない。」という強い恐怖から家を出る決心がつかないことがあります。	暴力を振るわれ続けることにより、「自分は夫から離れることができない」「助けてくれる人は誰もいない」といった無気力状態に陥ることもあります。	「暴力を振るうのは私のことを愛しているからだ」「いつか変わってくれるのではないか」との思いから、被害者であることを自覚することが困難になっていること
４　経済的問題	**５　子どもの問題**	**６　失うもの**
夫の収入がなければ生活することが困難な場合は、今後の生活を考え、逃げることができないこともあります。	子どもがいる場合は、子どもの安全や就学の問題などが気にかかり、踏み切れないこともあります。	夫から逃げる場合、仕事を辞めなければならなかったり、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいこともあります。

デートＤＶを知っていますか？

若い世代の恋人たちの間で起きる暴力を『デートＤＶ』といいます。

デートＤＶが起こる背景には、「女だから」「男だから」などの意識や『力の支配』があると言われています。

また、恋愛中のため、「所有欲・支配欲」と「愛情」を混同してしまい、「好きだから」という気持ちが先立ってしまいます。

デートＤＶであることに当人たちは、なかなか気付かないため、周りの人が気付いてあげることが重要です。

保護命令により身の安全を守ることができます!!

加害者を近づけないために保護命令を申し立てることができます。

【保護命令が発令されるまでの流れ】

被害者 ⇒ **保護命令の申立て**
- 配偶者からの身体に対する暴力
- 配偶者からの生命等に対する脅迫

⇒ 地方裁判所 ⇒ **保護命令**
- 被害者への接近禁止命令（６か月）
- 子への接近禁止命令（６か月）
- 親族等への接近禁止命令（６か月）
- 電話等禁止命令（６か月）
- 退去命令（２か月）

⇒

保護命令違反に対する罰則：１年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

DVのサイクル・・・・

ハネムーン期

【被害者の気持ち】
- 私がいないとダメ
- 私は愛されている
- もう１度信じてみよう

蓄積期

【被害者の気持ち】
- 相手の顔色や行動をうかがう
- 自分を責める

爆発期

【被害者の気持ち】
- 怖い
- 私が悪い
- 我慢しよう

それいゆぷらざ（女性センター）ではさまざなリーフレットを発行しています。市役所および市内公共施設に設置していますので、ぜひご覧ください。

あなたは１人ではありません。ささいなことでも下記相談窓口へまずはご相談ください。

名　称	日　時	電話番号
▼朝霞市の相談窓口…面接相談（DV 相談は電話相談も可）		
配偶者暴力相談支援センター それいゆぷらざ（女性センター） （DV 相談）	火～日曜日　午前９時～午後５時（年末年始を除く） ●専門の相談員による相談 毎週火・土曜日　午前10時～午後４時（年末年始を除く）	048-463-2697 ●相談専用 048-463-0356
それいゆぷらざ（女性センター） （女性総合相談）	毎週木曜日　午前10時～午後３時（年末年始を除く）	048-463-2697
▼埼玉県の相談窓口…電話相談及び面接相談		
婦人相談センター （DV 相談）	月～土曜日　午前９時30分～午後８時30分 日曜日、祝日　午前９時30分～午後５時（年末年始を除く） ●面接相談は予約制	048-863-6060
With You さいたま 男女共同参画推進センター （相談事業）	月～土曜日　午前10時～午後８時30分 （祝日・第３木曜日・年末年始を除く） ●面接相談、専門相談は予約制	048-600-3800
	インターネット相談　http：//www.withyou-saitama.jp	
福祉事務所（女性相談）	月～金曜日　午前９時～午後４時（祝日・年末年始を除く）	049-283-6800
▼警察…電話相談（警察署は面接相談も可）		
朝霞警察署 （生活安全課）	月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分	048-465-0110 ●緊急時は夜間対応
犯罪被害者相談センター （相談事業）	月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分 （祝日・年末年始を除く）	0120-381858
けいさつ総合相談センター （相談事業）	月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分 （祝日・年末年始を除く）	048-822-9110 または#9110（プッシュホン）
▼その他機関…電話相談		
人権相談	月～金曜日　午前８時30分～午後５時15分 （祝日・年末年始を除く）	0570-003-110
女性の人権ホットライン		0570-070-810
人権相談 （子どものための電話相談）		0120-007-110

男女平等苦情処理委員をご利用ください

市では、朝霞市男女平等推進条例に基づき、男女平等苦情処理委員２人を委嘱しています。

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合や、社会的な慣行等により差別的取り扱いを受けた場合に苦情の申し出をすることができます。

詳しくは、市内各公共施設に備え置いている男女平等苦情処理委員パンフレット（苦情申出書付き）または市ホームページをご覧いただくか、それいゆぷらざ（女性センター）までお問い合わせください。

問／それいゆぷらざ（女性センター）　☎463-2697

議会だより

第4回朝霞市議会定例会

編集▼議会だより編集委員会

市議会人事が決定

平成25年第4回朝霞市議会定例会は、昨年の11月27日から12月18日までの22日間の会期で開かれました。定例会最終日には、議会人事が次のとおり決まりました。

◎委員長　○副委員長

委員会		委員
常任委員会	総務	◎獅子倉 千代子　野本 一幸　斉藤 弘道　○神谷 大輔　大橋 正好　利根川 仁志
	教育環境	◎高橋 勅幸　船本 祐志　佐野 昌夫　○遠藤 光博　山口 公悦　田辺 淳
	建設	◎本山 好子　石原 茂　須田 義博　○星野 文男　岡﨑 和広　小池 正訓
	民生	◎松下 昌代　福川 鷹子　小山 香　○駒牧 容子　石川 啓子　黒川 滋
議会運営委員会		◎石原 茂　星野 文男　神谷 大輔　獅子倉 千代子　○岡﨑 和広　遠藤 光博　山口 公悦
朝霞地区一部事務組合議会議員		大橋 正好　山口 公悦　利根川 仁志　船本 祐志　田辺 淳
埼玉県都市競艇組合議会議員		須田 義博

議長・副議長就任のあいさつ

利根川仁志　議長

佐野昌夫　副議長

市民の皆様には、平素から市議会に対して特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

私たちは、昨年12月に開かれました第4回定例会において、議長および副議長として、今後2年間の議会運営を担うこととなりました。光栄に存じますとともに、その責任の重さを考えますと、身の引き締まる思いがいたします。その職責の重要性を深く認識し、円滑な議会運営を志して努力してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、日本経済は、平均株価の上昇や円安による輸出関連企業の活性化など明るい兆しがあるものの、全業種には及ばず、地方経済にその波及効果はいまだ見えない状況です。そのような中、子育て支援、福祉や教育施策の充実など市民生活に結びつく重要課題への対応が求められています。朝霞市におきましても非常に厳しい財政状況ではありますが、市民ニーズに対応するべく諸施策を展開しているところです。

私たち市議会といたしましても、市民の皆様の笑顔あふれる幸せな生活を願い、皆様の声を市政に反映させ、本市の将来が、活気あふれる魅力的なまちとなりますよう、誠心誠意取り組んでいく所存でございます。また、議決機関としての機能を果たすとともに議会改革に引き続き取り組んでまいります。

市民の皆様におかれましては、今後とも市議会活動にご理解とご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

議案の件名と要旨

この定例会では、市長から追加議案を含む14議案が提出され、また、継続となっていました議案第85号とともに慎重に審議した結果、すべての議案を可決・同意しました。

また、議員提出議案が4件提出され、2件の議案を原案のとおり可決し、2件の議案を否決しました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

▽平成25年度朝霞市一般会計補正予算（第2号）

補正額は、7億1万4千円の増額で、予算総額は365億4053万3千円となりました。

歳入の主なものは、国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金や障害者医療費負担金などを増額しています。県支出金は、埼玉県分権推進交付金などを減額する一方、障害者自立支援給付費負担金などを増額しています。財産収入は、テレビ埼玉株主配当金の受け入れをしています。寄附金は、商工費指定寄附金など、7件の指定寄附金の受け入れをしています。繰入金は、財政調整基金繰入金を増額し、

諸収入は、障害者自立支援給付費負担金精算交付金、再商品化合理化配分金を増額しています。市債は、新たな田島公園用地購入事業債および三原二丁目児童遊園地用地購入事業債などにより、増額しています。

歳出の主なものは、人件費は、職員の給与減額支給措置および人事異動等に伴う補正額を計上しています。また、機構改革に伴う庁用器具購入費用、介護給付・訓練等給付費負担金、国民健康保険特別会計その他繰出金、田島公園用地購入費や三原二丁目児童遊園地用地購入費などを増額しています。

原案可決（賛成多数）

▽平成25年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

補正額は、2億5661万円の増額で、予算総額は124億3918万7千円となりました。

歳入の主なものは、療養給付費等負担金、一般会計繰入金の事務費繰入金およびその他繰入金を増額しています。

歳出の主なものは、医療費の伸び等を勘案し、療養給付費および高額療養費を増額するものです。また、社会保険診療報酬支払基金の確定通知に基づき、後期高齢者支援金を増額し、介護納付金を減額するものです。

原案可決（賛成多数）

▽平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第3号）

補正額は、9238万3千円の増額で、予算総額は18億3577万円となりました。

歳入の主なものは、指定工事店等更新手数料を追加し、一般会計からの繰入金を増額するものです。また、社会資本整備総合交付金を追加するものです。

歳出の主なものは、雨水管事業費の雨水対策事業を増額するものです。

原案可決（賛成多数）

▽平成25年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第2号）

補正額は、1億2368万8千円の増額で、予算総額は52億9684万3千円となりました。

歳入の主なものは、保険給付費の増額に伴い、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を増額するものです。

歳出の主なものは、保険給付費では、給付実態に伴い、施設介護サービス給付事業などを減額し、居宅介護等サービス給付事業などを増額するものです。

原案可決（全会一致）

▽平成25年度朝霞市水道事業会計補正予算（第1号）

職員の給与減額支給措置および人事異動等に伴い、減額するものです。

原案可決（賛成多数）

▽朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例

組織機構の変更等により、改正するものです。

原案可決（賛成多数）

▽朝霞市下水道条例及び朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例

平成26年4月1日の消費税率引上げに伴い、下水道使用料、水道利用加入金および水道料金に係る消費税率を現在の5パーセントから8パーセントに改めるものです。

原案可決（賛成多数）

▽朝霞市緑化推進条例の一部を改正する条例

朝霞市緑化推進条例に基づき設置している朝霞市緑化推進会議において、市民の参画機会の充実を図るため、委員構成および定数を変更するものです。

原案可決（賛成多数）

▽朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正により、同法律を引用している朝霞市市営住宅条例の一部改正を行うものです。

原案可決（全会一致）

▽朝霞市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例

臨時的任用職員の処遇改善を図り、地方自治法および地方公務員法に基づく運用を行うとともに、一般職非常勤職員制度を導入し、一般職非常勤職員の報酬および賃金、勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるため、新たに制定するものです。

原案可決（全会一致）

▽市道路線の認定について

駅東通線整備事業により、歩行者専用道路を整備したことから、認定するものです。

原案可決（全会一致）

▽指定管理者の指定について

朝霞市健康増進センターの指定管理者として、株式会社明治スポーツプラザを指定するものです。

原案可決（賛成多数）

▽人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

任期満了となる次の方を、再び委員に推薦することに議会の意見を求めるものです。

栗山（くりやま）　昇（のぼる）さん

原案可決（全会一致）

▽監査委員選任に関する同意を求めることについて

新たに議会選出の監査委員として、福川鷹子議員を選出することに同意を求めるものです。

同意（賛成多数）

▽朝霞市部室設置条例

朝霞市部室設置条例の全部を改正し、市長の事務部局を現行の5部4室から1公室5部2室に改めるものです。特徴は、トップマネジメントのサポート体制を強化し、福祉部門の業務量増大により福祉課と子育て支援課をそれぞれ分割するものです。

その他、事務の集約等を図るほか、体制を強化するなど、より効率的・効果的な運用を

図れる組織に見直すものです。

原案可決（賛成多数）

※掲載内容は第４回定例会時点でのものです。

議案審議

議案第93号　平成25年度朝霞市一般会計補正予算（第2号）

財政調整基金について

○岡﨑和広議員　今回補正予算において、財政調整基金を3億3300万円取り崩し、平成25年度末残高が2億8300万円となる見込みですが、これはある意味危機的状況であると思われます。

ちなみに新座市は財政調整基金の残高は平成25年3月31日現在31億5200万円と朝霞市の10倍以上です。

財政調整基金を取り崩したうえでの残高を踏まえ、現状と今後についてお伺いいたします。

○総務部長　今回の補正予算において、財政調整基金の取り崩しは3億3326万9千円となっています。今年度は財政調整基金に5億517万6千円を積み立てていますが、今回の補正予算分を含めた取り崩し額の合計は9億7378万8千円となっており、結果的に4億6861万2千円取り崩し額が上回っています。この結果、12月の時点における財政調整基金の年度末残高見込みは約2億8361万4千円となる見込みです。

財政調整基金の残高をある程度確保することは、安定した市政運営を行うために非常に重要であると認識していますので、平成26年度には平成25年度決算が確定した段階で、今年度と同様に決算剰余金の積み立てを行い、残高の確保に努めていきたいと考えています。

積立金率全国「ワースト5」について

○小山香議員　日経新聞（平成25年11月24日朝刊）に「都市財政、際立つ格差」と題する記事があった。朝霞市の積立金率が平成24年度では、全国812市区中、「ワースト5」だった。積立金は、財政調整基金などで自治体が自由に使えるものだ。平成25年度も財政調整基金を相当額取り崩したので平成25年度は「ワースト1」になると思われる。平成26年度は、平成25年度以上積立金が少ない。このため緊急事態における政策決定が極めて限られる。市長の見解を伺いたい。

○市長　本市の財政状況が全国の中でも非常に厳しい現状になっていることを私も認識しています。

このランキングされている状況を見ますと、これは本市を含めた5市が不交付団体であったという実績があります。また、リーマンショック以後の市税の決算状況が平成20年度と平成24年度とを比較して、全ての団体が平成20年度を大きく下回っていることから、本市と同じく市税不足を補うために積立金を取り崩してきたのではないかと思います。本市がまさにそれに合致しています。

いずれにしても、リーマンショック以後、市税収入の回復を待ちながら行政サービスの低下を防ぐために積立金を取り崩して施策を実施してきましたが、今後も市税収入の大幅な伸びを期待することは困難だと思っています。

今後においても、財源の確保に努めることは当然ですが、事務事業の徹底した見直しを進めながら歳出を抑制していかなければならないと考えています。そういった中で、緊急な事業に対応するためにも、この財政調整基金の残高の確保に努めていきたいと考えています。

議案第95号　平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算(第3号)

○須田義博議員　繰越明許費の下水道事業費で、雨水整備事業が繰り越しとなった理由と、工事の進捗状況は全体のどの程度か。

○都市建設部長　雨水対策事業の繰越明許費のうち、本補正で歳出計上しています雨水対策事業は、市長のアクションプランに位置づけられています道路の雨水排水の緊急改善対策の効果を早期に発揮させるため、平成26年度以降に予定している事業の一部を本年度に前倒しして着手するもので、事業の完了が翌年度となることから、繰越明許をお願いするものです。

また、当初予算で計上していました市道2001号線、雨水管工事については、本年度に実施した設計の結果、主要材料であるボックスカルバートが既製品ではなく受注生産が必要となり、製造に相当の期間を要することから、年度内に事業が完了できない見込みのため、繰越明許をお願いするものです。本工事は繰り越しのご承認をいただいた後、速やかに工事を発注し、工期は約6か月を見込んでいます。

議案第99号　朝霞市下水道条例及び朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例

○山口公悦議員　消費税増税は、日本の経済や財政の再建にならないばかりか、社会保障の財源にもなりませんし、朝霞市民の暮らしや営業に悪影響を与えます。議案は、消費税増税分を値上げし料金を改定するというものですが、公共料金は安易な値上げに踏み切るのではなく凍結すべきではないか。

○市長　消費税の引き上げについては、景気の先行きが不透明な中での実施であり、市民生活の広範にわたって少なからずとも影響はあると認識をしています。

下水道事業については、下水道使用料に転嫁しない場合、一般会計でこれを補填しなければならなくなります。つまり下水道を使用していない人にまでご負担をいただくことになりますので、利用者負担の原則を踏まえますと、使用料を値上げせざるを得ないと考えています。

　また、水道事業についても、人口減少および節水型社会の到来により、水需要が減少しています。さらに、現時点においても、市民の皆様から納めていただいた水道料金のほうで事業運営を賄うことができていないという、いわゆる逆ざやで、市の財政状況が大変厳しい中で安定した上下水道サービスを提供するためには、利用者の皆様にご負担をいただかざるを得ないという、私としても苦渋の選択ですので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

議案第101号　朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

○神谷大輔議員　第6条第2項の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」配偶者暴力防止法でありますが、保護から保護等への改正に至り、この等は、何を想定され、今後の市営住宅の担う役割はどのようになるのか？

○都市建設部長　今回の条例改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を市営住宅条例第6条の入居者資格第2項第8号に引用していることから、法律の一部改正に準じて本条例の一部を改正するものです。

　今回の改正によって、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の適用対象が婚姻の届け出をしていない事実上婚姻関係と同様の事情にある者から、暴力およびその暴力を受けた者に加え、生活の根拠をともにする交際相手からの暴力およびその被害者についても、当該法律を準用して適用するものです。

また、配偶者等からの暴力を受けている人に対して、居住の安定を図りその自立を支援するために、抽選の特例により倍率優遇措置として、抽選番号を2個持っていただくなどの被害者への配慮を行います。

議案第102号　朝霞市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例

一般職非常勤職員の任用更新

○黒川滋議員　継続的に任用される臨時職員が増えていることに対し、雇用安定を図ろうという提案趣旨ですが、条例では、予算年度を上限に1年雇用を繰り返すことができる、となっています。能力開発と人材確保を目的とする本条例の目的からは、任用する理由となっている職場・職種が存在し、本人に非違行為や無断欠勤などの合理的な事情がなければ、毎年、任用更新すると考えてよいのでしょうか。キャリアがゼロになって競争試験をするということはないでしょうか。

○総務部長　一般職非常勤職員等の任用の更新については、条例第5条に定めており、一般職非常勤職員については、公務の能率的運営を確保するため、必要がある場合で、かつ勤務成績が優秀である場合に再度任用することができるものとしています。

　この勤務成績の評定については、勤務意欲や仕事に対する信頼性、健康状態などの評定項目ごとに評価を行うことを予定をしています。評価は所属長が行うことになりますが、基本的には遅刻や欠勤などがなく、また職務命令に反することがないなど、良好に職務を遂行していれば優秀と判断されるものと考えています。

　次年度においても継続して業務が存在することが条件となりますが、勤務成績が優秀と判断された方に対しては、あらためて勤務条件をお示しし、本人の意向を確認したうえで再度任用を行うことになろうと考えています。

保育士の勤務条件について

○石川啓子議員　保育士の勤務時間が15分短縮されます。現場の保育士からも勤務時間の短縮により仕事に支障が出るのではとの不安の声が寄せられています。保育に支障が出ないようにどのように対応されますか。

○総務部長　影響については、庁内の検討委員会において、子育て支援課も加わって話をしています。勤務シフトやローテーションの調整を行うなどして、保育園の運営に影響を与えないように必要な対策を講じるということで、この設定をしていますので、影響なくやっていただけるものと考えています。

○福祉部長　各時間帯での臨時職員のときと比べると確かに15分短縮になりますが、正規職員を含め園全体のローテーションを組み対応したいと考えています。

議案第104号　指定管理者の指定について（健康増進センター）

○田辺淳議員　これから5年間の新たな指定管理を明治スポーツプラザとする提案ですが、その選定に至る経緯について伺います。その選定過程の客観性はどのように担保され、なぜ市の公社が参加しなかったのですか？また、今後の具体的事業と、変更内容、これまでの職員への処遇についてお伺いします。

○審議監　選定委員会の客観性の担保については、公の施設の指定管理者制度に関する基本指針を定めて、指定管理者選定委員会幹事会と選定委

員会の２段階の審査により慎重に選定作業を行っています。また、評価については、項目評価集計表の項目に基づいて幹事会の委員が数値化して評価することにより、客観性を担保していると考えています。

文化・スポーツ振興公社が指定管理者の公募に参加しなかった理由については、健康増進センターを受託するための人的な準備が整わないこと、行政庁に公益認定変更申請をし、変更の認定を受ける必要があったことからです。

○健康づくり部長　今後の具体的事業等については、新たな提案として、送迎バスの導入、レストランの営業再開、授産施設の制作物の委託販売や販売会実施への協力、障害のある方の就業機会の創出などがありました。現在のノウハウは、継続して雇用される臨時の職員の方に適切に教えて、これらの方法が伝わっていくと思っています。また、自主事業の教室については、利用者の混乱を招かないように、当初同じものを継続していくとの話は聞いています。

一般質問

市政に対する一般質問は、12月12日・13日・16日の3日間にわたり、19人の議員から85項目の質問が行われました。ここでは、その中から一部を掲載しました。

質問議員（発言通告順）

岡崎　和広　　遠藤　光博　　駒牧　容子
佐野　昌夫　　福川　鷹子　　本山　好子
獅子倉千代子　船本　祐志　　星野　文男
大橋　正好　　黒川　滋　　　松下　昌代
須田　義博　　神谷　大輔　　小山　香
山口　公悦　　石川　啓子　　田辺　淳
斉藤　弘道

総務関係

憩いの湯について

○駒牧容子議員　旧憩いの湯は、年間の維持費が四百万円以上で、市民の皆様から見れば税金の無駄遣い以外の何ものでもありません。昨年応募されたアイデアは近隣住民へ配慮のない迷惑施設が多くありました。民間の方より、土地を提供してもらえれば建設費を負担して、内間木の住民のため、広くは朝霞市民のため、文化・芸術・福祉の拠点になる施設などを作り、活用してほしいと提案があります。地域の要望を受けて検討していただくことはいかがでしょうか。

○市長　旧憩いの湯の有効利用については、内間木地域の発展と住民生活の向上にも役立つわけでありますし、朝霞市の発展に資する新たな施策として展開したいという考えは持っています。したがって、今後の検討過程において、私が直接、より具体的なお話を伺う必要がある場合は、それはちゅうちょなくお話をさせていただきたいと思います。

その他の質問項目　女性の防災力向上について／いじめ問題／市民後見推進について／総合健診の実施結果と今後

防災教育の強化推進について

○本山好子議員　絵本・カード・DVDで幼児教育からの防災教育をすることは市はどのようにお考えですか。目で体で覚え親子で、有事の時に実践できるこの教育は日頃のマナーも学べ、入園前のお子さんも積み重ね、繰り返すことで覚えます。大人からのいざという時の指示を受けることに対する訓練ができ、小さい時から自助の力がつきます。この教育のやり方を市は取り入れることについてはどのようにお考えでしょうか?

○福祉部長　市内の各保育園では、災害時に安全な行動ができるように、毎月1回の避難訓練の実施や防災マニュアルの整備等に努めているところです。

保育園などに通う幼児だけではなく、未就学児全体を対象として幅広く防災教育をすることについて、災害の危険性、安全な行動方法の意識、状況の適切な判断、命の大切さなどを感じる心が育まれることにもつながり、有意義なものであると考えています。

未就学児に対する防災教育については、保育園だけではなく、多くの就学前の親子が利用する子育て支援センターや児童館において、幼児に好奇心を持ってもらうことができるような絵本や紙芝居、また、パネルシアター等の実施について、今後の事業計画を策定する際に検討してまいりたいと考えています。

その他の質問項目　待機児童対策／マンション防災力強化／スーパーバリュー前の歩行者の交通安全対策

「広報あさか」と町内会について

○獅子倉千代子議員　平成26年度から「広報あさか」が業者委託により全戸ポスティング配布されることになりました。現在は町内会組織により会員の方々へ隣から隣へ回すことにより近隣との良好な関係が構築され、さらに防災防犯に大きな役割を果たしてきたと思います。町内会の中にはアルミ缶やダンボール等の資源ごみの収集をして売り払い、活動費の一部にしているところもあります。有償配布となれば町内会で配布していただけたと思いますが、業者委託にするための費用はいくら位かかりますか。

○総務部長　「広報あさか」の全戸配布を実施することに

よる費用ですが、平成25年度における配布委託料の予算額186万5千円と、今回全戸配布するための債務負担行為として設定しています1565万5千円を比較しますと、1379万円の増を見込んでいます。

次に、有償で自治会・町内会へ配布をお願いすることはできなかったのかということですが、市としては、具体的な金額の提示はしなかったものの、有償での配布を前提に自治会連合会に対し、未加入世帯を含めた全戸配布を依頼しましたが、費用以前の問題として、未加入世帯への配布は負担が大きいこともあり、全戸配布は不可能との回答をいただいたところですので、ご理解いただきたいと思います。

その他の質問項目　朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化基本計画の概要と進捗状況　中バス業者との協議内容

ストーカー等に対する個人情報の扱いについて

○船本祐志議員　昨年逗子市で起きたストーカー殺人事件は、逗子市の納税課に被害者の納税情報の照会があり、個人情報が漏れたために起こった事件である可能性が指摘されています。また今年、吉川市で官公庁の職員を名乗る男から電話があり、市民課で市内に住む男性の個人情報の一部を、逗子市の事件以来注意をしていたにも関わらず漏らす事件がありました。朝霞市でも起こりうることであり、市はどのような対策をとっているのか伺いたい。

○総務部長　本市では、朝霞市個人情報保護条例において、市が管理する個人情報の保護について必要な事項を定め、その適正な管理に努めているところです。今回の逗子市や吉川市の事件を受け、個人情報の保護についてさらなる安全管理の徹底を図るため、改めて職員に対し、個人情報の適正管理について注意喚起の通知を行ったところです。

個人情報の保護については、職員一人一人の意識が非常に重要であることから、臨時職員を含む全職員を対象とした研修会を年2回実施し、個人情報の慎重な取り扱いについて啓発や注意を促しています。

今後においても、市民からの信頼を失うことのないよう、引き続き職員の意識啓発に努めていきたいと考えています。

その他の質問項目　財政問題について①予算編成方針について／福祉問題について①障害児の福祉対策について

猪苗代湖自然の家について

○星野文男議員　朝霞市の保養所「猪苗代湖自然の家」は、耐震性に問題があり現在は使用していません。市は約1億円かけて解体し、その後地元自治体に寄贈する計画ですが、はじめから売却できないと決め付けるのはどうかと思います。確かに条件が厳しく、買い手を見つけるのは大変だと思います。路線価で約1800万円ですが、何割か安くすれば売却できるかもしれません。売却して市の収入としてはいかがですか。

○審議監　旧自然の家の用地等の処分に当たり、現在の市の財政状況等を勘案すれば、適正な価格で売却し、市の収入とすることは大切なことと考えています。ただ、一方、30年以上にもわたり朝霞市の行政にご協力をいただいていました地元福島県ならびに会津若松市などの地元自治体に対して、あらためて意向を確認したいという思いもあります。地元自治体に今後全く利活用の意思がないとすれば、磐梯朝日国立公園に隣接するなど、大変厳しい規制がある立地条件ですが、地元の団体、企業をはじめ、民間売却の可能性も並行して今後検討したいと考えています。

その他の質問項目　学校給食費の滞納について／市道143号線の工事着工について

計画策定時の統計・調査のあり方

○黒川滋議員　市のさまざまな計画に朝霞市民の年齢構成と異なる問題提起がされていることがあります。計画策定時に「統計あさか」を参照しているのか、確認されているのでしょうか。

計画策定時に、市民には量的調査であるアンケートのみ行いがちですが、項目を設定したり、アンケート結果を深掘りするには、課題を抱えている市民へのインタビューや観測など、質的調査がなければ問題解決にたどりつきません。質的調査を行わないのでしょうか。

○審議監　現在、市の基本計画や個別計画を策定するに当たり、市民ニーズを把握するための手法として、多くの場合市民意識調査等を個別に行っています。

総合振興計画を例にとりますと、人口の年齢区分や男女比などに比例して無作為抽出された方々を対象に意識調査を実施しました。この調査結果は、基本構想や基本計画の基礎的な資料とします。

一方、計画策定に当たり、行政テーマごとに、より深い市民の皆さんの思いを引き出し、計画に生かしていきたいと考えていますので、市民懇談会などの意見交換の場や具体的な施策に関係する方から個別に意見をいただくキーパーソンミーティングなどの手法を積極的に取り入れていく予定でいます。

その他の質問項目　マンションと地域をつなぐ対策／資金繰り財政問題／福祉部の窓口のつくり／歩行環境　他

市内の竜巻対策の現状は

○**須田義博議員**　本年は、県内でも竜巻による被害がいくつかありました。竜巻は、事前に発生場所や大きさを予知するのは難しいと思われます。しかし、発生後の被害の把握や復旧への対応は、事前にマニュアル化しておくべきと考えます。そこで今回は、被災後の生活再建という点について、国の被災者生活再建支援法も含み、県の対応と自然災害は待ってくれませんので、朝霞市としての対応についてお聞きします。

○**総務部長**　竜巻は、台風や寒冷前線、低気圧に伴って発生する激しい渦巻きで、その発生時間は短時間であり、発生場所の特定や発生を予測することはとても難しいと言えます。万が一、市内で竜巻による被害が発生した場合は、その程度により、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する給付制度が適用されます。しかしながら、10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村を対象としていることから、この数に満たない被害発生では法の対象とはなりません。そこで、埼玉県と市町村が相互扶助の観点により連携して、法による救済が行われない被災者に対する新たな支援制度を創設しようと話し合いを開始しています。現在、県および本市を含む関係市町村によるワーキンググループにより支援措置の内容について検討を行っているところです。

その他の質問項目　市営球場と内間木ソフトボール場の貸出期間の変更について

教育環境関係

空き店舗について

○**福川鷹子議員**　空き店舗で税制優遇、街の交流拠点誕生等の見出しの新聞を見ました。このごろ各地方で大型スーパーの進出や店舗の後継者不足の理由で空き店舗が年々増加、しかし、その裏でチャレンジ精神のある若者が店を出したいとの声も聞きます。最近志木では、空き店舗から地域応援ふるさと屋がオープン。このように空き店舗の活用のやり方は自由自在、工夫次第で店舗の活用ができます。朝霞市も商工会と共同で空き店舗を活用してみては？お考えをお聞きします。

○**市民環境部長**　現在、市内には14の商店街があり、シャッターが閉まっている店舗が少なからず見受けられるのは認識しているところです。

　商店街の空き店舗対策事業としては、TMO構想事業の一環として、平成22年2月から朝霞駅前商店会の区域内に「ホッと茶屋『あさか』」を開設し、商店街のお休みどころとして、また、地域支え合い事業の拠点として、商店街利用者や地域の方々にご利用いただき、好評を得ています。

　市としては、商店街は地域コミュニティの核であると考え、商店街施設整備事業補助金のほか、商店街活性化推進事業補助金や商店街街路灯維持管理事業補助金制度を設け、商店会の皆様の活動を支援しているところです。

　今後は、市内商店街の空き店舗の実態把握に努めていくとともに、商店街の活性化に向けて商店会の皆様や商工会のご協力を得ながら調査研究していきたいと考えています。

その他の質問項目　災害時の対応／安全安心の確保／通学路の安全確保／安心安全の道路整備

学力向上の取り組みで将来の夢をかなえられる教育について

○**大橋正好議員**　私は学校教育が、「子どもたちが夢を持ち、その夢をかなえられるように実現していくためにさまざまなことを体験、経験して成長していく、また、目標に向かって継続して努力する」ことをできる限り応援をしたいと考えています。これはまさに、朝霞の教育理念の一つであると思います、生きる力を育む朝霞の教育ではないでしょうか。

　朝霞の義務教育では、子ども、生徒の夢をかなえるために、学力向上、全国学力テストをどのように考え捉えていますか、実施状況をお伺いします。

○**学校教育部長**　全国学力・学習状況調査の実施目的は、実施要領に記載されているとおり、調査結果を十分に活用して児童・生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育委員会として教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、また、学校においては、教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることなどです。

学校ごとの結果については、多くの学校で学校だよりなどを通して学習の成果や生活に関する質問紙アンケート結果などが保護者に公表されています。このたび文部科学省が実施要領の一部を変更し、市町村教育委員会による学校別の成績公表を来年度から認めることが発表されました。教育委員会としては、学校別成績を公表することについて、埼玉県教育委員会や他市教育委員会等の動向を踏まえながら慎重に検討してまいります。

その他の質問項目　日常の町中でのマナー違反／カーブミラーの結露対策／インフルエンザ予防対策

地域資産・資源（「made in ASAKA」「ASAKA only one」）の発掘・支援について

○**松下昌代議員**　持続可能なまちとして朝霞市が存在感を

示していくには、本市にしかない地域資源を今から発掘・支援していく必要があります。2007年6月に施行された「中小企業地域資源活用促進法」の支援スキームにのっとり、本市が中小企業と共に事業計画をたて、県も巻きこみながら国の支援を活用することで、地域活性化・まちづくりにつなげる方策について、また市内で埋もれているであろう地域資源の積極的な発掘についての見解・今後の展開をお伺いします。

○市長　朝霞市には、世界的な技術を持っている中小企業があります。例えば、アルミの塊を一刀彫みたいな形でヘルメットをつくったり、それをまたホームページにアップして、非常に世界的にその技術が高く評価されている事業所もあります。そのような地域資産の発掘や活用を図るため、中小企業地域資源活用促進法による国の支援制度等について、商工会等の関係機関を通じながら市内の事業者の方々に周知をするとともに、市としても情報収集に積極的に努めていきたいと思います。

なお、中小企業地域資源活用促進法に基づく市町村等からの推薦による地域産業資源の追加については、年1回ということになっていまして、本市ではニンジン等の農産物が該当すると思われます。そのほかにまだまだあると思いますが、これを指定されるためには、国が定める基本方針によって一定の基準がありますけれども、推薦については前向きに検討してみたいと思います。

その他の質問項目　朝霞市女性センター開所から一年の総括と今後について／災害時応援協定の充実について

新学習指導要領の伝統・文化への理解として、神話教育の取り組みについて

○神谷大輔議員　日本には神話を継承する書物として、古事記・日本書紀があり、日本とはどんな国なのか？日本人とはどんな民族なのか？という原点を探す文献です。私は、子どもたちが、日本の成り立ちやわが国の郷土について理解を深め、伝統や文化に親しみを持ち、日本の原点を知り、義務教育を終えてもみずから興味を持つことが重要と考えます。世界で活躍する人材の育成を図るためにも、神話にまつわる日本の祝祭日の「建国記念の日」を活用し、学校教育に一層取り入れることはできないか？

○学校教育部長　建国記念の日は、国民の祝日に関する法律で定められており、その狙いとして「建国をしのび、国を愛する心を養う」と記載されています。古事記や日本書紀には、日本の建国、すなわち国家の成立や国土の統一について、子どもたちが興味を持ちやすい話や国土統一の話があり、歴史を学ぶうえで有効な教材であると捉えています。今後も、学習指導要領社会科の狙いにのっとり、わが国の伝統や文化への関心を高めるとともに、わが国の国土と歴史に対する愛情を深め、日本人としての自覚が育つよう指導していきます。そして、世界の中の日本人として胸を張ってわが国の歴史や文化を語り、相手の国の文化や歴史も尊重できる、そんな児童・生徒の育成に今後とも努めていきます。

その他の質問項目　中学校の現状を総合的な認識として、どう捉えているか／都市公園の現状と今後について

委員長の発言しない非公開理由の加筆と虚偽公文書作成について

○小山香議員　教育委員会委員長は、定例会の審議の一部を非公開にした理由を「個人情報保護の観点」としか発言していない。しかし会議録では「未だ意思決定過程の案件」も発言したと記載した。市議会からこの加筆は虚偽公文書作成の疑いがあると指摘されているにもかかわらず、教育委員会は臨時会を開催し、全会一致で委員長は加筆部分の発言はしていないが会議録に発言したと加筆することを承認し記載した。これは虚偽公文書作成・同行使に該当するのではないか。

○教育委員会委員長　10月24日開催しました第10回教育委員会定例会は、市長からの意見聴取という形式での審議ははじめてであったことから、埼玉県教育委員会の運営方法を参考にし、委員長の私が発議し、委員会にお諮りしたところ、委員各位のご賛同が得られましたので、非公開となったものです。

事務局から、今後市議会に提出する予定の案件でいまだ意思決定過程の案件であること、また、支払督促については審議の過程で個人が特定されるおそれがあるのでとの説明があり、私は進行表のとおり、職員の説明で委員の共通理解が醸成されていることを踏まえ、発言すべきでしたが、「いまだ意思決定過程の案件であること及び」を読み飛ばしてしまいました。会議録の承認については、会議録の原稿は確認していますが、録音データを聞きながら会議録を確認するものではございません。進行表どおりに発言していると思っていました。

いずれにしても、私の言い落したこと、それから事務局の会議録の作成にミスがあったことについてはおわびいたします。この2点は本当におわび申し上げまして、今後気をつけたいと思っています。

その他の質問項目　園庭のない認可保育園／次年度事業の廃止、凍結、見直し／給食費等支払督促／修学旅行先検討

ゆきとどいた教育環境をつくるために、少人数学級の対象拡大と教員体制の充実を求める

○山口公悦議員　全ての児童生徒に豊かな教育、ゆきとどいた教育環境をつくるために、少人数学級などできめ細やかな授業を行うことが必要です。県独自に対象を拡充してきた山梨県では、4年間で不登校者数を3割減らしたとの成果が出ています。そこでお伺いいたします。現在の35人学級対象の小学2年生から学年を拡充した場合の必要な教員数と費用をお答えください。また、市長の所見もお伺いします。

○市長　少人数学級のメリットは大きくあると思います。1・2年生については、さらに教職員の負担を軽減するために、私のマニフェストから低学年の補助教員制度を導入をさせていただいて、負担の軽減を図ってきたところです。

　少人数学級制については、単年度のお話ではなく、市内の10校の小学校全体の問題であると思います。今後の児童・生徒数の増加の問題等も視野に入れなければならないので、人件費の問題、学校の施設の問題も考慮すると、当面は難しいと考えています。したがって、現在行っている市独自の施策である低学年の補助教員、あさかスクールサポーター、さわやか相談員、サポート相談員、その他支援員等の配置、県からの加配教員の効果的な活用によって、きめ細やかな教育を今後も推進していきたいと考えています。

○学校教育部長　小学校で35人学級編制を3年生から6年生で導入した場合は、8校で計13学級増となり、13名の教員を確保するためには7150万円の費用が必要となります。中学校で導入した場合、総額4400万円の費用が必要となります。

その他の質問項目　教員の超過勤務の改善／難病患者の対策／黒目川の沿岸を市民が憩えるよう整備を　他

学校間の教育環境格差の改善を

○石川啓子議員　第四中学校は市内で最も校庭が狭く専用テニスコートもありません。狭い校庭を多くの部活動が使用し危険な状況です。また水はけが非常に悪く少しの雨でも校庭が使用できなくなります。早急に校庭の改善の計画を作成すべきではないですか。また周辺の運動施設を部活動で使用しようと思っても利用料が高くて利用できません。今の市からの運営費では払うことはできません。部活動予算を増やすべきではないでしょうか。

○学校教育部長　第四中学校については、テニス部はグラウンドの一部を他の部活動と調整を図りながら使用し、活動している状況です。

　このような状況については、改善の方策を検討してきたところですが、学校敷地内に専用のテニスコートを整備する余裕がなく、学校周辺においても適当な土地がないので、現時点で有効な改善の方策が見出せていない状況です。

　第四中学校のグラウンドの水はけが悪いことについては、その原因や対応方法など、他市の状況や施工事例等を参考に、改修に向けて引き続き検討していきたいと考えています。

　計画については、テニスコートのレイアウト案を年度内に学校に示し、時期を含めて学校と調整を図っていきたいと考えています。

　部活動で使用する公共施設の使用料の予算化については、過去に学校の施設が工事等で使用できない場合に市で負担した実績があります。専用テニスコートを設置するまでの間、過去の実績と同様の措置がとれるかについては、今後検討していきます。

その他の質問項目　待機児童解消と保育の充実を／がん検診の無料化を／駅東通線に歩道の整備を

環境保全で住み良いまちづくりを問う

○田辺淳議員　市内で民間の墓地建設問題がもちあがっています。一つは上内間木、特養内間木苑、丸沼芸術の森、あさか福祉作業所に近接した地域で、1517基。もう一つは田島、はあとぴあ、わくわくどーむ、保育園に近接した地域で、2080基の大きな墓地計画です。本来宗教法人か行政にしか作れない墓地が、お寺の名義を借りて事業を行なうケースが多々あります。市の条例ではなかなか規制は難しいとは思いますが、街づくりの観点から、必要性を十分見極め、住民とのトラブルにも誠意を持って対処すべきだと思いますがいかがですか。

○市長　墓地について、意見を述べた近隣住民と十分に協議しなければいけないという条項もあります。規制について私どもで取り下げさせるとか、許可しないというのはなかなか難しいと思います。

　ただ、意見書については、近隣住民等との協議が終了して、協議内容の報告や、近隣住民等の意見に対しての見解書を市に出さなくてはいけないわけです。私どもとしても、やはり近隣住民の皆さんのご意見というのも非常に大切ですので、事業者にもこういった協議を十分調えていただけるように、今後はお願いしていきたいと思います。

　それから、これは県のほうから移管された条例ですけれども、今回のようなことがありまして、新座市は、県の条例をそのまま適用しているのではなくて、独自に変更を加えています。私も、そういっ

た改善の必要はあると思いますので、この条例、規則も含めて、見直しを検討するように担当部署に指示しています。

【その他の質問項目】子育て新制度を問う／学習支援と子どもの遊びを問う／わくわくどーむの指定管理を問う　他

民生関係

特別養護老人ホームの増設を

○岡﨑和広議員　食事や排せつの介助などの介護サービスを提供する特別養護老人ホームは寝たきり状態の方などの生活の場であり、残りの余生を過ごす「終の棲家（ついのすみか）」的存在です。

　現在市内の各特別養護老人ホームには数百人からの人が今か今かと入所を待っています。超高齢化社会を前に、特別養護老人ホームを本当に必要としている方は多数おられます。

　特別養護老人ホームの増設を！

○市長　市では、非常に難しいと思います。100名規模の特別養護老人ホームを整備することになると、保険給付費ですとか介護保険料に大きく影響してきます。次期の6期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議の中で、これについては慎重に検討せざるを得ないと思っています。

○健康づくり部長　特別養護老人ホームは、常時介護が必要な方で寝たきりや認知症など自宅では適切な介護ができない人が入る施設で、市内には市の施設である朝光苑をはじめ、4か所が設置されています。特別養護老人ホームの設置に係る許可については、埼玉県が、市町村の介護保険事業計画に沿ったものであるか、また、実際に整備可能な立地であるかなどを勘案し、総合的に判断するものとなっています。

　市としても、特別養護老人ホームの入所待機者が多いことは認識していますが、市の施設として特別養護老人ホームを設置するには多額な建築費用、広い用地の確保など課題が多いため難しい状況と考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

【その他の質問項目】子どもインフルエンザ予防接種に助成を／保護司の増員・支援を／新規就農・耕作放棄地対策を

震災復興支援ボランティアバスの運行について

○遠藤光博議員　この質問は3回目になります。東日本大震災後、復旧・復興はまだまだ先が見えなく、今なお不安な生活を強いられています。この状況からも、震災が風化してほしくない、させないとの自身の使命感で何度も通告させていただいています。朝霞市も復興支援はさまざま実施しています。ただこの間、ボランティアバスの運行は実施に至っていません。私は参加した方々はいずれ市にとって地域福祉の有力な資源となると思います。社会福祉協議会との検討はいかがですか伺います。

○市長　平成23年3月11日に発生しました東日本大震災後、被災地の復興支援のため多くのボランティアが現地に赴き、瓦れきの除去、清掃、救援物資の仕分けなどの活動が行われていました。ご質問のボランティアバスの運行については、大震災から2年9か月が経過したことにより、ともすると薄れがちな被災地への支援について、改めて思いを強くしてもらえる有効な手段だと考えています。

　ボランティア精神を育むことは、地域福祉の推進にとって重要なことですので、ボランティア活動を担う社会福祉協議会と、ボランティアバスの実施に向けて今後協議をしていきたいと思います。

【その他の質問項目】がん教育／スクールカウンセラー／スクールソーシャルワーカー／ごみ焼却灰の処理　他

子ども・子育て会議条例制定後の進捗状況について

○佐野昌夫議員　子ども・子育て支援新制度は、平成27年度から施行されるとのことで、それまでの間に、未就学児童の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、そのデータをもとに計画策定を行っていくと伺っています。今後の朝霞市の保育制度を根幹から見直すものであると認識しており、新しい制度の内容について、保護者の方々、事業者の方々に説明することも忘れてはいけないと思います。そうしたことについてどのように考えているか、お伺いいたします。

○福祉部長　新制度について、保護者および事業者の皆様に情報を提供していかなければならないことは十分に認識しています。これまでに家庭保育室の事業者を対象とした説明会を開催するとともに、市内の認可保育園事業者の方に対しては園長会を通じて新制度についての説明を行ってきました。しかしながら、国・県からの情報が少ない中で、市としても提供できる情報が限られているため、皆様が本当に安心できるような情報提供ができていないのが実情です。

　今後においては、国・県からの情報収集に努め、なるべく早い段階での情報提供をしたいと考えているところです。また、市民や保護者の皆様への情報提供については、今後、市ホームページや広報などを活用して広く周知していきたいと考えています。

【その他の質問項目】本市のスポーツ振興について

議員提出議案 ４件を審議

これらは議員から提出された議案で、２件は原案のとおり可決され、２件は否決されました。

なお、可決した意見書については、内閣総理大臣に提出しました。

議案の件名と要旨は、次のとおりです。

▽朝霞市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議会改革推進会議で政務活動費を会派または個人に交付することに決定しましたので、それに伴い条例の一部改正を行う必要があるため、提出するものです。

原案可決（全会一致）

▽新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書

新聞を含む文字文化は、米・水などとともに、日本の国を形作ってきた基礎的財と考えます。

さらに、新聞は、その戸別配達網によって内外の多様な情報を、全国くまなく日々ほぼ同じ時刻に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化の中軸の役割を果たしています。

国土も狭く資源も少ないわが国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性とともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割を長く果たしてきたことは広く認めるところです。

ヨーロッパ諸国を見ても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置を執っており、「新聞の軽減税率は常識」とされています。

現在、深刻な活字離れが進むなかで、書籍とともに新聞も購読率の低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されています。これに加え今回の消費税率引上げによって、新聞離れがさらに加速する恐れがあると危惧します。

以上のことから、消費税率が８パーセント、10パーセントいずれの段階でも新聞への軽減税率を導入されることは、極めて大切な施策と考えます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

原案可決（賛成多数）

※この意見書の送付先
内閣総理大臣

▽「ブラック企業」への厳正な対処を求める意見書

労働者、特に若者を使い捨てにするような劣悪な雇用管理を行う企業（いわゆる「ブラック企業」）が社会問題になっています。この「ブラック企業」の多くに共通している特徴としては、法外な長時間・過密労働、低賃金雇用、パワーハラスメント等の人権侵害行為の横行、高い離職率などが挙げられます。そのような企業で働く労働者の中には、働き続けることはもとより、社会生活を営むこともできなくなるまで追い込まれるケースも起きています。

労働者を使い捨てにするような雇用は、一時的には企業の利益をもたらすことがあるとしても、長期的には社会負担を累増させることから、健全で持続可能な社会づくりにつながるものではありません。また、「ブラック企業」の存在・実態は、就職活動をする学生や就業・転職を目指す人たちの大きな関心事になっています。

日本の未来を担う若者が、安心して継続的に就労できる仕組みをつくり、雇用の安定を基盤とした景気の回復・拡大を図るためにも、早期離職率が高い企業など、労働者の使い捨てが疑われる企業への監視・指導体制の強化や重大・悪質な法令違反がある場合の企業名の公表など、実効性のある対策の速やかな実施が求められています。

よって、国においては、「ブラック企業」に厳正に対処するよう以下の施策に取り組むことを強く求めます。

１　労働行政における監視・指導体制の強化・拡充を図ること。

２　労働基準法等違反企業に対する雇用管理の改善指導、状況に応じた企業名の公表など、厳格な対処措置を講ずること。

３　求人票への離職率の明記など、企業に対して採用情報の公開・透明化を促すこと。

４　雇用問題の相談窓口の設置・拡充など、若者への就労支援体制を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

否決（賛成少数）

※否決のため提出されず。

▽特定秘密保護法の廃止を求める意見書

安倍政権は「特定秘密の保護に関する法律案（特定秘密保護法案）」を衆参両院で強行採決し、同法は２０１３年12月６日に「成立」した。

同法案に対しては、ノーベル賞受賞者益川敏英・白川英樹さんら３０００人以上の研究者をはじめ、弁護士、ジャーナリスト、芸術家、映画関係者、宗教関係者など、様々な団体から反対の声があがり、また、国会周辺では連日数万人の市民が国会の審議を見守り、反対の声をあげた。また国連のピレイ人権高等弁務官や102カ国の作家で構成されている国際ペンクラブなど、国外からも異例の強い批判があがっている。同法案は10月25日に提出されたばかりで、法案成立まで40日しかたっていない。広範な世論に背を向け、十分な審議時間も確保しないまま、数の力で法案成立を押し切った政府・与党の姿勢を私たちは認めるわけにはいかない。

同法は、特定秘密の定義が

極めて曖昧で、行政機関の長の判断次第で恣意的に秘密の範囲が際限なく拡大する危険性が高い。また秘密を取得した者や漏えいを教唆した者、漏えいや取得を共謀、扇動することも処罰対象となり、処罰範囲が歯止めなく広がる恐れがあること、どの情報が特定秘密に指定されたのかも秘密とされるため、その情報が特定秘密かどうかを知らないまま強く開示を求めた市民が罪に問われるケースもあり得ること。最高懲役10年という厳罰化により公務員が記者との接触を過度に避け、民主主義の基本である国民の「知る権利」が侵害される恐れが強いこと。国会への特定秘密を提供するかどうかは行政機関の判断に委ねられ、提供された情報を漏らせば国会議員も処罰対象になり、国会の国政調査権が大きく損なわれかねないなど、懸念される点は数多い。

衆議院における審議の過程で、自民・公明・日本維新の会・みんなの党による修正がなされた。しかし何が特定秘密に当たるかを列挙した別表について「その他」の文言を3箇所削除したものの、恣意的な秘密の範囲拡大の懸念は何ら是正されていない上、秘密指定期間が「最長60年」とされ政府原案よりも大幅に後退している。また首相に「第三者機関的観点」からの関与を求め、秘密指定の統一基準を首相自身が作成し、指定や解除に対し説明・改善を閣僚に指示できるとしたが、内閣の長である首相の関与を「第三者的」と規定すること自体、全く筋が通っておらず、国民の不安は一向に払拭されていない。

さらに、安倍政権は法案成立の直前に、特定秘密をチェックする新たな機関として「保全監視委員会」「情報保全監察室」「情報保全諮問会議」「独立公文書管理監」を設置すると表明した。しかし内閣官房に置く「保全監視委員会」と内閣府の「情報保全観察室」の役割の違いは判然とせず、両者とも身内である官僚で固め、政府からの独立性や客観性の担保もなく、チェック機能は全く期待できない。安倍首相の場当たり的な対応は、この法案がいかに生煮えのものであったかを如実に示している。

今回の政府の拙速な行動は、国民の知る権利とプライバシーを侵害する、国家権力の側からの横暴であり、戦後日本の平和と民主主義を脅かす、重大な国民主権への侵害と言わなければならない。

そもそも情報公開制度は、1982年に山形県金山町が、翌3年には神奈川県と埼玉県が、そして全国の自治体が国に先駆けて導入してきた。また、地方公共団体が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるための「個人情報保護条例」も、1990年に神奈川県が制定して以来、これも国に先駆けて全ての都道府県・市区町村で制定されたものである。「個人情報の保護」と「情報の公開」は表裏一体をなすものであり、「自らの個人情報が知らないところで利用される」ことのないように、市民の基本的人権やプライバシーを守りつつ、市民共有の情報については原則公開を定めてきた。個人情報保護・情報公開の制度は、まさに戦後民主主義の大きな到達点であり、いまや憲法の保障する基本的人権を具現化する人類共通の重要なツールとなった。

他方、国の情報公開法（行政機関が保有する情報の公開手続を定める行政機関情報公開法）は2001年に、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）は2005年までに全面施行された。政府与党はこうした経緯に鑑み、真摯に地方公共団体が培ってきた個人情報保護・情報公開制度という基本的人権を保障する枠組みに学び、国の持ちえる情報についての個人情報保護・情報公開の仕組みをさらに推し進めるべき立場にある。今回の「特定秘密保護法」の制定は、これまでの地方公共団体が先導してきた情報公開・個人情報保護の制度をまさに土足で踏みにじる行為と言わざるを得ない。

政府が持つ情報は本来、国民が共有すべき財産であり、そうした情報をいかに、正確、スピーディに開示していくかが今、問われている。特定秘密保護法は、まさに時代に逆行する、民主主義を否定する法律である。法案審議のため福島でおこなわれた地方公聴会では、公述人7人全員から、特定秘密の指定の範囲があいまいな点などに懸念や批判があいついだ。その直後に採決がおこなわれるという暴挙は、震災、復興を真に願う世論にも背くもので、断じて容認できない。

よって朝霞市議会は、国会及び政府に対し「特定秘密の保護に関する法（特定秘密保護法）」を廃止するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

否決（賛成少数）

※否決のため提出されず。

請願の審議結果

—継続審査—

▽消費税増税の中止を求める意見書を国にだしていただくことを求める請願

（請願者）
医療生協さいたま　朝霞和光支部
支部長　村田（むらた）とき子（こ）

次回定例会の開会日は2月27日(木)の予定です。
※請願の提出は、2月20日(木)午後5時までにお願いします。
問／議会事務局　☎463−0549

消費者情報 アンテナ！

問／地域づくり支援課　☎463-2648

引っ越しの時期には賃貸住宅トラブルにご注意を！

　2月、3月は年度の変わり目ということもあり、引っ越しが多くなる季節です。4月からの新生活に向けて、慌ただしく準備を整えている人も多いのではないでしょうか。

　消費生活相談室では毎年多くの賃貸住宅に関する相談が寄せられていますが、その中でも**入居や退去の際に発生したトラブルが半数を占めています**（平成24年度）。また、近年では相談全体に占める賃貸住宅に関する相談の件数も増加傾向にあり、注意が必要となってきているものだと思われます。

　そこで今回のアンテナでは、「賃貸住宅トラブル」について紹介します。胸躍る新年度、気持ちよく新生活を迎えるためにも、正しい知識を学んで消費者トラブルを防ぎましょう。

H24年度受付の相談内訳

入居・退去時	入居中	その他
25	23	2

入居時　…　契約内容への不信感、入居後の不具合、申込のキャンセルなど
入居中　…　更新に関すること、立ち退き請求、部屋の不具合など
退去時　…　原状回復費用など

【事例①　入居したら部屋が狭くて…】

　インターネットで物件を探し、とても気に入った物件があったので契約した。引っ越しで荷物を運び入れたところ、部屋の広さが図面に書いてあるものと違い、家具が入らないことがわかった。

【事例②　部屋はきれいに使ったのに…】

　引っ越しをすることになり、借りていた部屋をきれいに清掃し退去した。部屋を傷つけたり汚したということは無かったはずだが、敷金は戻らず、それに加えてクリーニング代を請求された。

→皆さんはこの事例をどう感じますか？

相談員からのアドバイス

【事例①について】

　明らかに図面に表示されている広さと違い、当初の目的が達成されないほど狭い場合には、契約を解除できると思われます。既払い金や引っ越し費用も請求できるでしょう。

【事例②について】

　基本的に、通常の使用による損耗（家具の設置跡、日照によるクロスの変色など）は貸主が負担すべきものとされています。相談のとおり**借主の不注意や、手入れ不足による損耗が無いのであれば敷金は返還されるべき**であり、クリーニング費用についても通常の清掃を実施しているため、それ以上の負担義務はないと考えられます。

【入居時のまとめ】

- □ 契約前に物件を直接見て周辺環境等も確認する
- □ 契約書、なかでも特約をしっかり理解する
- □ 入居時に部屋の損耗状況等を確認し、記録に残す

○ 入居するときに

事例①のように、「入居後に気付いた」ということはあると思います。事前に説明されないとわからない不都合もあるでしょうが、今回のような間取りの違いや周辺環境などについては、**入居前に現地を確認すること**でトラブルを防ぐことができます。

下見も済んで、契約する際には契約書にしっかりと目を通しましょう。なかでも、**特約については借主に不利な条件が定められている場合もあります**ので、理解・納得してから契約しましょう。そして、いよいよ入居するというときも、**入居時の部屋の状態をしっかりと確認**することで、入居中や退去時のトラブルを防ぐことができます。大きな傷や汚れがあれば、写真に残しておくのもよいでしょう。

【退去時のまとめ】

- □ 退去通知は決められた期日の前までにする
- □ 基本的に原状回復費用は、通常使用による損耗は貸主、借主の不注意等による損耗は借主の負担になる
- □ 原状回復については国土交通省のガイドラインを参考にする

○ 退去するときに

契約書には「退去をする場合○か月前までに通知すること」などと定められていることが多いです。**通知が遅れるとその分家賃を請求される可能性**があります。

退去時の相談で特に多いトラブルが「原状回復」に関することです。事例②へのアドバイスのとおり、**基本的に通常の使用による損耗は借主に負担義務はありません**。たばこのヤニ、壁の落書き、手入れ不足による水周りのカビなどについては、借主の負担になると考えられています。

原状回復の範囲、算定の考え方として、国土交通省が「原状回復のガイドライン（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000020.html）」として公表しています。法的なものではありませんが、参考にするとよいでしょう。

今回は入居・退去についてを取り上げましたが、入居中や引っ越し業者に関するトラブルも見受けられます。住まいに関することは経済的にも、今後の生活にも大きく関わってくることですので、より慎重な行動を心がけ、心配なことや困ったことがありましたら消費生活相談室までご相談ください。

消費生活相談室だより　vol.33

携帯電話でアルバイト！？

■相談内容■

友人に「携帯のバイトがある」と誘われた。通話料金等を負担する必要はないと説明され、携帯電話を９台契約して、それぞれの契約書と自分の免許証のコピーを渡し、その場でバイト料をもらった。

契約書に記入した銀行口座を解約するよう指示されたが、今後、自分に請求書がくるのではないかと不安になった。携帯電話会社に確認しようとしたが、契約した携帯番号すら不明で、どうしたらよいか分からない。

自分名義の携帯電話等を携帯電話事業者に無断で他人に譲渡することは、携帯電話不正利用防止法で禁止されています。

このようにして譲渡された携帯電話は、振り込め詐欺、ヤミ金融業者の督促行為や架空請求メールの送信などに悪用される可能性があります。消費者が、知らないうちに犯罪行為に加担することになりかねません。

【消費者へのアドバイス】

① 自分名義の携帯電話は、絶対に他人に譲渡してはいけません。

② 消費者が「アルバイトのつもり」と思っていても、利用料金は名義人である消費者に請求されます。解約するには解約料を支払う必要があり、携帯電話を分割払いで購入した場合には、残りの代金を支払う義務もあります。

③ 利用料金を支払わず、解約もせずに放置しておくと、料金滞納者として扱われます。もともと使っていた携帯電話さえも利用できなくなる可能性があります。

④ 自分名義の携帯電話を他人に渡してしまうようなトラブルに巻き込まれたら、すぐに携帯電話会社に連絡し、事情を説明して利用停止や解約の手続きを取りましょう。

⑤ 犯罪に利用される可能性もあることから、警察にも申し出ておきましょう。

⑥ ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で誘われる事例もあります。ＳＮＳ利用者からの情報だからと言って安易に信用してはいけません。

困ったことがありましたら、消費生活相談室にご相談ください。

消費生活相談室をご存じですか！

消費生活相談室は、市民の方の契約に関するトラブル、商品の品質や安全性、多重債務など消費生活に関する相談や苦情に対して、専門の資格を持つ相談員が電話や面談でアドバイス・事業者とのあっせん・専門機関の紹介などを行っています。

友人に誘われて行った会場で、商品を無料で配布したり、安価で販売したりしていた。何度か通うようになり店員にも勧められ高額な健康商品を買ってしまった。返品したい。	突然「以前お申し込みいただいた健康食品の発送準備ができましたので送ります。代金引換でお願いします。」と電話がかかってきた。注文した覚えはない。
身に覚えのない請求がメールやハガキで届いた。支払わなければならないのか。	生活のために借金をしたが支払いが困難になり返済のため別のところから借りてしまった。返済額がどんどん増えていく。

こんなとき、どこに相談しますか？

ひとりで悩まず市の消費生活相談室をぜひご利用ください。

消費生活相談員より市民の皆さんへ

どんなことでもとりあえず相談してみてください。悩んでいても解決しません。相談することで解決の糸口が見つかるかもしれません。こんなことを相談して恥ずかしいと思う必要はありません。

声を出して相談することは、皆さんの悩みが解決するだけでなく、ほかの多くの人々を助けることにつながります。相談員はその橋渡しをしています。

ひとりで悩まず、まず声を出して相談してみてください。当相談室で解決が難しい場合でも、関係機関があればご紹介できます。

皆さんの相談は、今後の被害の未然防止につながります。勇気を出してご相談ください。

相談日　毎週月～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）
午前10時～正午、午後1時～4時
場　所　市役所2階　消費生活相談室（地域づくり支援課　25番窓口）
電　話　☎463-1111（内線2256）

消費生活について学んでみませんか！

朝霞市消費生活相談室では、消費者問題に関するＤＶＤを市内に住所を有する個人または団体（町内会・学校等）を対象として貸し出しを行っています。

ご家庭や町内会、サークルなどの団体で消費生活について学んでみませんか。

貸し出しは、地域づくり支援課で行っています。運転免許証など住所、氏名を確認できるものをお持ちください。貸出期間は貸出日から14日以内です。契約トラブルや悪質商法などの消費者トラブル、食品安全やクレジットカードなどに関するものをそろえています。ぜひご利用ください。

また、「こんな手口にご用心　悪質商法」と題して消費生活相談員を講師としたおとどけ講座を実施しています。市内在住在勤の５人以上のグループでお申し込みいただけますので、こちらもご利用ください。

市長コラム

輝（かがやく）

富岡 勝則

皆さんこんにちは。

早いもので今年も２月に入りました。暦の上ではもうすぐ立春を迎えますが、春と言ってもまだまだ厳しい寒さが続いていますので、皆さんも体調管理には十分に気をつけてください。この時期は、空気が乾燥して風邪やインフルエンザなどが流行しますので、私も手洗いやうがいなどをこまめにして、予防したいと思っています。

さて、先月13日の成人の日に、ゆめぱれすで行われた成人式に出席しました。この成人式は、東洋大学管弦楽団の演奏で新成人をお祝いする「音楽成人式」で、新成人の代表者が中心となって、記念誌の作成や当日の司会進行、二十歳のメッセージの発表などを行う手作りの成人式です。

昨年は大雪で大変でしたが、今年は一転して抜けるような青空が広がりました。新成人たちは、真新しいスーツや華やかな振り袖に身を包み、懐かしい顔を見つけては、昔話に花を咲かせたり、写真を撮りあったりしているほほ笑ましい姿があちらこちらで見られました。私は、地元の友達というものは、たとえ普段は離れていても、子どもの頃からたくさんの時間を共有し、ともに泣き、笑いあった、かけがえのない存在だと思います。新成人の皆さんには、このような友達との絆を大事にしていただきながら、新たな出会いも大切にして人生を豊かに輝かせていただきたいと思います。また、これから困難なことにぶつかることもあると思いますが、若さとたくましい行動力で乗り越えていってください。

ところで、二十歳になると、お酒を飲むことができるようになります。お酒の飲みすぎは良くありませんが、昔から「酒は百薬の長」と言われていることからも、適量のお酒をおいしく飲むことは体に良いのかもしれません。

朝霞市には、地元産のサツマイモを使った芋焼酎「紅霞（べにがすみ）」があります。このお酒は、市内の農家さんが丹精こめて育てたサツマイモ「朝霞甘藷（あさかかんしょ）」を原材料に作った、柔らかな味わいと芳醇な香りが楽しめる逸品です。私もこの「紅霞」が大好きで、毎年、新酒が出荷されるのを楽しみにしています。今年も春ごろに出荷され、市内の酒店等で販売が始まりますので、皆さんもぜひ味わってみてはいかがですか。

では、また。

市政モニターおよび審議会等の公募委員候補者を無作為抽出により募集します！

市では、市民の皆さんからこれまで以上に市政に関するご意見をお聴きし、“パートナーシップによるまちづくり”をさらに推進するため、これまでの「審議会等の公募委員候補者登録制度」に加え、新たに「市政モニター制度」を開始します。

ご案内が届いた方は、本制度の趣旨をご理解のうえ、ぜひ名簿登録にご同意くださるようお願いします。

募集内容

対象者／市内在住の18歳以上の方（市議会議員、市職員を除く）から無作為に抽出した1000人

送付時期／２月上旬

同意書の返信／希望する名簿登録等に○をつけ、２月28日㈮（消印有効）までに同封の返信封筒で返送

登録後の活動内容／

【市政モニター】年に数回郵送またはメールでアンケートに回答

【審議会等の公募委員候補者】審議会等の委員の改選時に合わせ市の担当部署から委員就任を依頼し、承諾いただければ公募委員として随時会議に参加

名簿の登録期間／２年間（４月１日～平成28年３月31日）

問／政策企画室　☎463-3089　✉seisaku_kikaku@city.asaka.saitama.jp

ひとの推移

人口　13万2,449人　（－ 78人）　男　6万7,365人（－ 79人）　女　6万5,084人（＋ 1人）
世帯数　5万9,557世帯（－ 68世帯）
平成26年1月1日現在（ ）内は前月比

問…問い合わせ

募集

第8回黒目川花まつりフォトコンテスト作品

4月5日(土)、6日(日)に開催する第8回黒目川花まつりで行うフォトコンテストならびに写真展の作品を募集します。

テーマ/〜自然と人と、このまちが好き〜

※黒目川流域の景色や訪れた人々の写真をご応募ください。

※オリジナル、未発表の作品に限ります。

色/カラー、白黒、セピアいずれも可

サイズ/4ツ切またはA4

※単写真に限ります。

応募数/1人3作品まで

応募方法/写真の裏に題名、氏名を記入し、応募用紙を添えて、〒351―0033 朝霞市大字浜崎669―1(産業文化センター内)朝霞市商工会宛てに郵送または持参

※応募用紙は朝霞市商工会ホームページ(http://www.asaka-sci.or.jp)をご覧ください。

応募締切/3月7日(金)必着

表彰(副賞賞品)/グランプリ1作品(1万円相当)、優秀賞3作品(5千円相当)、入選5作品(3千円相当)

※応募作品は返却しません。

※応募作品は写真展のほか、さまざまなイベントで展示します。

申・問/朝霞市商工会 ☎470―5959

黒目川花まつり関連事業

開催日・内容/

・4月5日(土) 復興支援フリーマーケット(37ブース)

・4月6日(日) 手作り作品即売会(20ブース)

※両日とも午前10時〜午後3時

申込期間/2月10日(月)〜28日(金)必着

申込方法/はがきに住所、氏名、電話番号、主な出店品名を記入のうえ、〒351―0033 朝霞市大字浜崎664―2 エコネットあさか宛てに郵送

申・問/エコネットあさか(リサイクルプラザ) ☎486―0222

市民農園の利用者

4月1日(火)から貸し出す市民農園の概要説明と利用申込の受け付けを行います。希望者は必ず事前登録し、説明会に出席してください。

事前登録/2月13日(木)までに市ホームページ(市民農園利用者で検索)で登録、またははがきに、希望の日程・時間・農園、氏名(ふりがな)、生年月日、住所、電話番号を記入し、産業振興課(住所は左上の欄外記載)宛てに郵送

対象/市に住民登録があり、通路等の草刈りなどができ、ルールを守れる方

※ほかの市民農園を利用している世帯は、申し込みできません。

申込方法/説明会終了後、世帯ごとに受け付け。申込多数の場合は後日抽選。世帯員以外の代理人での申し込みはできません。

持ち物/ボールペン、本人または世帯員が障害者手帳を有している場合は、障害者手帳

その他/

※農園には水道・トイレなどの設備はありません。

※必要な種・苗・肥料・農具等は、各自で用意してください。

申・問/産業振興課 ☎463―1904

概要説明会日程・会場

日程	1回目	2回目	3回目	会場※
2月15日(土)	午前10時	午後2時	午後5時	中央公民館・コミュニティセンター
2月18日(火)			なし	中央公民館・コミュニティセンター
2月19日(水)				産業文化センター
2月20日(木)				中央公民館・コミュニティセンター

※駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

募集農園一覧

農園名	所在地	予定区画数15㎡の場合	区画面積	利用期間	費用(1区画当たり)
西原第4農園	西原2丁目	93	おおむね15㎡または30㎡※	4月1日〜平成29年2月28日	15㎡: 500円/月 30㎡:1,000円/月 ※1年分前納
根岸台農園	根岸台8丁目	30			
溝沼農園	大字溝沼	43			

※申込多数の場合、30㎡で申し込みをしても15㎡になるときがあります。

情報BOX 募集

朝霞市小学校理科支援員

応募資格／満18歳以上の方で、理科に関する知識や技能を有し、学校教育に理解がある方
※例えば、理科教諭退職者や理科系の大学生・大学院生など
任期／5月1日(木)～平成27年3月7日(土)
勤務回数／年20回（1回3時間）
賃金／時給1000円（交通費別途支給）
応募期間／2月24日(月)まで
提出書類／
①志願書（教育指導課にある所定用紙）
②面接通知用郵便はがき（50円切手貼付、自分の住所・氏名を記入）
③結果通知用封筒（80円切手貼付、自分の住所・氏名を記入）
面接日／2月26日(水)
※詳細は募集要項をご覧ください（ホームページからダウンロード可）。
問／教育指導課　☎463-2884

情報BOX ご案内

ご案内

朝霞市家具転倒防止器具等設置費助成事業

大規模な地震の発生時に、迅速な行動が取れない支援の必要な世帯が家具の転倒等によってけがなどをされることを防ぐため、家具の転倒を防止する器具と取り付けに対して助成を行います。
助成額／1万円
※助成は1世帯に対して1回限りです。
対象世帯／65歳以上のみで構成される高齢者世帯、障害のある人のみで構成される世帯または障害のある人と高齢者のみで構成される世帯
問／福祉課　☎463-1598、長寿はつらつ課　☎463-1921

夕焼け放送の時間が変わります

3月1日(土)から5月31日(土)まで、午後5時の放送になります。
問／教育指導課
☎463-2884

ご存じですか？生活保護制度

問／福祉課　☎463-1576

生活保護とは／病気やけがなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして生活に困っている方に対して、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援することを目的とした制度です。

生活保護の要件／生活保護を受けるには、次のような要件があり、活用できるものがあるときは、活用していただくことになります。
①資産の活用
預貯金・土地・家屋・自動車など活用できる資産は生活のために活用していただくことになります。
②能力の活用
世帯員のうち働く能力がある方には、その能力を活用していただきます。
③扶養義務者の援助
扶養義務者（親・兄弟姉妹・子どもなど）からの援助が受けられるときは、それを優先します。
④ほかの制度の活用
生活保護制度以外の制度（社会保険・雇用保険・各種年金・恩給・手当等）で活用できるものは、それを優先します。

生活保護決定までの流れ

事前の相談・保護の申請
↓
調査
○預貯金、保険、不動産などの資産
○扶養義務者（親、子ども、兄弟姉妹）による扶養の可否
○就労収入や年金などの社会保障給付
↓
保護の要否判定
↓
開始決定　／　申請の却下

※調査結果をもとに定められた基準により保護が必要かどうかを判断し、申請日から14日以内（遅くとも30日以内）に決定しその内容を文書で申請者に通知します。

生活保護費の決め方／世帯（暮らしを共にしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と、世帯全員の収入額を比較し、収入額が不足する場合にその不足する額を保護費として支給します。
収入には、働いて得た収入だけでなく、仕送りや手当・年金など、世帯全員のすべての収入が含まれます。

生活保護費の決め方
最低生活費と収入を比べ不足した部分が保護費になります。

最低生活費	
収入	保護費

最低生活費／世帯の人数、年齢、健康状態などをもとに、国で定めた基準により計算された1か月分の生活費
収入／働いて得た収入だけでなく、仕送りや手当・年金など、世帯全員のすべての収入の合計

生活にお困りの方は、早めに福祉課にご相談ください。

５月号から広報あさかの配布方法が変わります

　広報あさかは、今まで自治会・町内会の皆さんのご協力により配布してきましたが、本年５月号（５月１日発行）分から市で委託した業者が、直接皆さんのポストに配布します。配布に伴い、マンションや自宅の敷地にあるポストまで立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。
　市では、１軒でも多くの皆さんに大切な行政情報である「広報あさか」をお届けしたいと考えています。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
問／市政情報課　☎463-3059

障害のある方に対する「緊急通報システム」の提供

　緊急通報システムとは、家庭内での急病、事故その他の理由により緊急に援助を必要とする場合において、携帯型のボタンを押すことで埼玉県南西部消防本部に速やかに連絡を取ることができる仕組みです。

利用できる方／市内に住所を有するひとり暮らし（日中独居）の方で身体障害者手帳1・2級を所持している方

※利用料は無料です。
※本制度を利用するにあたって、ご自宅の状況やご本人の状態を確認させていただきます。

　なお、65歳以上のひとり暮らし等の方についても同様の制度がありますので、詳細は長寿はつらつ課へお問い合わせください。

問／障害手帳１・２級をお持ちの方…福祉課　☎４６３－１５９８、65歳以上の方…長寿はつらつ課　☎４６３－１９２１

特別障害者手当等

①特別児童扶養手当

　身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育てている方に支給されます。ただし、施設に入所しているお子さんや障害を支給事由とする年金を受給しているお子さんは除きます。

手当額／月額
１級…５万50円
２級…３万３３３０円

②特別障害者手当

　20歳以上で、身体等に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や３か月以上継続して病院等に入院している方は除きます。

手当額／月額２万６０８０円

③障害児福祉手当

　20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所中の方や障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。

手当額／月額１万４１８０円

※①、②、③のいずれの手当も所得の制限があり、支給が停止になることがあります。
※すでに手当を受けている方は、毎年８月に現況届（所得状況届）の提出が必要です。
※詳細は福祉課にお問い合わせください。

問／福祉課　☎４６３－１５９８

ゆめぱれす臨時休館のお知らせ

２月17日(月)は、保守点検のため臨時休館します。
問／ゆめぱれす（市民会館）
☎466-2525

朝霞市は 男女平等を進めています　～ 一歩踏み出す勇気⑨ ～

　このコーナーでは男女平等を進めるために毎年度テーマを決めて連載しています。今年度のテーマは「一歩踏み出す勇気」。女性も男性も、新しいことを始めるときには、誰でも最初の一歩を踏み出す勇気が必要です。そんな一歩を踏み出した人たちのお話を男女平等推進事業企画・運営協力員が紹介していきます。今回は、企業戦士として社会で活躍し、退職された60代の男性で地域に踏み出された方々（朝霞ぐらんぱの会）にお話をお聞きしました。

　朝霞ぐらんぱの会は、平成24年度朝霞市主催「朝霞市ぐらんぱ育児支援マイスター養成講座」を受講して、認定資格を取得された方を中心に19人で運営され、放課後児童クラブ・保育園・小学校のサマースクールなどで活動されています。
　イキイキと活躍されている皆さん、その一歩のきっかけなどをお聞きしました。「長年、朝霞都民で、地縁はなく友達を作りたかった。」「広報紙から家族が養成講座を見つけ、強く勧められた。」「娘の結婚式で母との思い出話は出るのに、父は遠くで見守ってくれた、の一言で終わったことがショックで、孫とは一緒に遊ぼうと思った。」など、さまざまでした。受講するまでは、うまくやれるのか、体力の心配など随分と不安もあり考えたとのことでした。
　受講されてからは友人もできたそうで、「孫がじぃじに寄ってきてくれるようになった。」「地域の子どもや保護者が声を掛けてくれるようになった。」「結婚した娘が私の頑張る姿を見て、娘も念願だった絵本を出版した。」など、ご自身ばかりでなく家族や周りの方々にもすばらしい影響があることに驚きました。
　インタビュー中に小さなガールフレンド（放課後児童クラブに通う女の子）が「何をしているの？」という問いに大きな体をかがめてやさしい語り口でお話されている様子をみて、異世代交流が難しい今、地縁を積極的に作り、地域のための活動を楽しんでいらっしゃる姿の最初の一歩は、講座を申し込んだ勇気‼だと思いました。
　ぐらんぱの会の皆さんは、「気になることがあっても考え過ぎず、まずやってみることが大事！」とのことでした。これからも、仲間を増やすためにも周りの方々への声掛けや、ご自身のキャリアを地域で生かしていただきたいですね。

＊このコラムは、「朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員」との協働により掲載しています。

問／それいゆぷらざ（女性センター）　☎463-2697

市へのご寄贈ありがとうございました

▼株式会社ジャスト様から
おもちゃ5組

市へのご寄付ありがとうございました

▼伊藤好文様から
7万4910円

▼志木聖母教会様から
2万円

埼玉県南西部消防本部への寄贈ありがとうございました

▼株式会社伊藤園埼玉西地区営業部様から
磨かれて、澄みきった日本の水　200ケース

（写真左から）㈱伊藤園森課長、㈱伊藤園品川部長、越阪部消防長、福田消防本部次長

省エネ標語
重ね着で　20℃設定　心がけ

国民年金保険料の2年前納（口座振替）が始まります！

国民年金保険料の納付方法は、日本年金機構から送られる「納付書」を使う方法と、「クレジットカード」・「口座」で納める方法があります。平成26年度から口座振替による2年前納制度が始まり、保険料の割引率が大きくなります。

口座振替は便利でお得です

口座振替なら毎回自動で引き落とされますので、納め忘れもなく便利です。また、国民年金保険料を前払いすると、保険料が割引されお得です。左記のとおり割引がありますのでご利用ください。

なお、割引額は平成25年度の保険料額を元にした目安額ですので、平成26年度に実際に引き落としされる金額は多少異なります。

・**『早割』**納期限よりも1月前の口座振替による毎月払い…年600円お得
・**『6月前納』**前期4月～9月分の4月末払い・後期10月～3月分の10月末払い…年2060円お得
・**『1年前納』**4月～翌年3月分の4月末払い…年3780円お得
・**『2年前納』**4月～翌々年3月分の4月末払い…2年で約1万4360円お得

※いずれの口座振替の方法も2月末までに日本年金機構に口座振込申込書が届かないと、4月末の振り替えに間に合いません。
※2年前納の手続きをしていただいても、残高不足等の場合は翌年3月まで自動的に毎月引き落としになり、割り引かれません。
※なお、すでに手続きが済んでいる場合は、再度の手続きは必要ありません。

口座振替の手続方法／基礎年金番号がわかるもの（年金手帳や送付された納付書など）、預(貯)金通帳、通帳届出印をご用意のうえ、金融機関の窓口へ

問／保険年金課　☎463-0284

コバトンお達者倶楽部
～一人でもできる介護予防、外出で楽しみながら健康づくりを～

コバトンお達者倶楽部の市内登録店が21店舗になりました。ぜひ登録店までお出かけいただき、歩くことで楽しく健康づくりをしませんか。

対象／65歳以上の方
参加方法／
①長寿はつらつ課または市内の地域包括支援センターでカードと登録店一覧を受け取り、登録店を選びます。
②その登録店で買い物などをしてスタンプを押してもらいます。
③3か月以内にスタンプを10個ためると、その登録店から特典がもらえます。

※登録店の情報は、長寿はつらつ課や地域包括支援センター、または埼玉県高齢介護課ホームページ（http://www.pref.saitama.lg.jp/site/otassha/）でご確認いただけます。

登録店のある地域（店舗数）／根岸台（3）、仲町（2）、本町（9）、青葉台（1）、東弁財（1）、三原（1）、西原（2）、朝志ケ丘（2）

店舗・企業の皆さんへ
随時、登録店を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

問／長寿はつらつ課　☎463-1921

2月1日(土)から地域包括支援センター「モーニングパーク」が移転します

移転後／溝沼3-2-26
※電話番号の変更はありません。

問／長寿はつらつ課　☎463-1921、地域包括支援センターモーニングパーク　☎0120-247355

虐待かな？

児童虐待を発見（疑い含む）した場合はご連絡ください。
問／児童相談所全国共通ダイヤル　☎0570-064-000

2月の納付

税目	期
市県民税	（随期）
固定資産税・都市計画税	（4期）
国民健康保険税	（8期）
介護保険料	（8期）
後期高齢者医療保険料	（8期）

＊納期限は2月28日(金)です。
○納税・納付は納期限までに済ませましょう。
○便利で確実な口座振替をご利用ください。

チャレンジ25
コンセントをこまめにぬこう

「チャレンジ25キャンペーン」とは、地球温暖化防止のため、CO_2削減に向けた具体的な行動の実践を国民の皆さんに呼びかける国民運動です。

黒目川が変わる・・・
川のまるごと再生プロジェクト展開中！
川の国埼玉

朝霞市中小企業融資制度および起業家育成資金融資制度をご利用の方へ

~利子補給の申請期間中です~

利子補給の対象となる方には、1月上旬に申請書類を送付しました。申請書の提出が遅れた場合は利子補給の対象となりませんので、ご注意ください。

対象者／市中小企業融資制度および起業家育成資金融資制度の利用者で平成25年中に利子を支払った方。ただし、代位弁済を受けた方は利子補給の対象となりません。また、市外へ転出した方は、転出した月までの支払利子が対象となります。

補助率／支払い利子の75％（起業家育成資金融資制度は100％）

対象利子／平成25年中に支払った約定利子。ただし返済が遅滞した月の支払利子は、約定利子、遅延利子ともに対象外となります。

申請方法／2月28日(金)までに借り入れ先の金融機関で支払利子額の証明を受けた申請書を産業振興課窓口または郵送で提出してください。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

※対象となる方で申請書類が届いていない方は、産業振興課へご連絡ください。

問／産業振興課 ☎463－1903

犬を散歩させるときはリードをつなぎましょう。また、犬の安全を守り、周囲の人に迷惑をかけないように、リードの長さに気をつけましょう。

職場でのトラブル

労働局が解決をお手伝いします

いじめ、解雇、労働条件の引下げ等による職場でのトラブルが増加しています。

トラブルの防止、迅速な解決を促進することを目的に、埼玉労働局では、無料で個別労働紛争の解決援助サービスを提供しています。

・相談コーナーでの情報提供・相談
・労働局長による助言
・紛争調査委員会によるあっせん(紛争当事者間の調整)

問／埼玉労働局企画室 ☎048－600－6262
さいたま総合労働相談コーナー ☎048－600－4801

確認しましょう！最低賃金

平成25年度埼玉県最低賃金のお知らせ

埼玉県内で事業を営む使用者およびその事業場で働く全ての労働者に適用される「埼玉県最低賃金」、次の特定の産業で事業を営む使用者およびその事業場で働く18歳未満の者などを除く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」は左表のとおりです。

なお、埼玉県最低賃金よりも特定（産業別）最低賃金が優先されます。

埼玉県最低賃金	時間額	発効日
	785円	平成25年10月20日

特定（産業別）最低賃金	時間額	発効日
非金属製造業	842円	平成25年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	846円	
輸送用機械器具製造業	857円	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	857円	
各種商品小売業	810円	
自動車小売業	857円	

問／埼玉労働局賃金室 ☎048－600－6205、さいたま労働基準監督署 ☎048－600－4801

平成26年度交通災害共済の受付が始まりました

交通災害共済制度は、皆さんが会費を出し合い、交通事故により災害を受けた方に見舞金の支払いをする相互扶助制度です。

加入できる方／朝霞市に住民登録のある方

対象となる事故／日本国内の道路上で起きた自動車・バイク・自転車等の交通に伴う衝突、接触、転落、転倒などの事故や、歩いていてこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故。また、踏切道における電車等との接触、衝突、そのほかの事故

※電車、飛行機等の事故、バス等の乗降中における事故、歩行中、交通事故以外の不注意による事故等は支払いの対象外です。

共済会費／一般…900円、中学生以下…500円

※1人一口に限り加入できます。年度途中で加入する場合も同額です。

共済期間／4月1日(火)～平成27年3月31日(火)

共済見舞金／医師による治療実日数3日以上となるものが対象

①交通事故証明書が得られる場合…通院1日につき1000円、入院1日につき2000円が支給され、限度額22万円

②交通事故証明書が得られない場合…通院、入院とも1日につき1000円が支給され、限度額6万円

受付窓口／道路交通課、内間木支所、各出張所、市内の各郵便局

問／道路交通課 ☎463－1514

埼玉県都市競艇組合からのお知らせ

競艇開催日／2月8日(土)～17日(月)
会　　場／戸田ボートレース場

※朝霞市は埼玉県都市競艇組合に加盟しており、組合からの配分金をさまざまな事業に活用しています。

問／埼玉県都市競艇組合 ☎048-823-8711
http://www.toda-kyotei.jp/

１月15日㈬から朝霞の森を閉場しています

　１月14日㈫、手りゅう弾と似た形の金属を朝霞の森で発見したとの連絡が利用者からあり、関係機関が確認した結果、爆発の危険性はないが、旧日本軍の手りゅう弾に酷似しているとのことでした。
　このため市では、広場内の安全が確認できるまで、当分の間、閉場することといたしました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。
問／都市計画課　☎４６３－０３７４

朝霞市公式フェイスブックを公開しています！

　朝霞市公式フェイスブックでは、市の事業や催し、お知らせなどさまざまな情報を発信しています。皆さんからの「いいね！」やコメントをお待ちしています！
　朝霞市公式フェイスブックは、市ホームページのトップページからご覧ください。
問／市政情報課　☎463-3059

朝霞都市計画案の縦覧

　都市計画法第17条に基づく縦覧を次のとおり行います。
種類および名称／朝霞都市計画郷戸特別緑地保全地区、新屋敷特別緑地保全地区、代官水特別緑地保全地区
決定する土地の区域／根岸台８丁目の一部、根岸台４丁目の一部、岡３丁目の一部
縦覧期間／２月４日㈫～17日㈪午前８時30分～午後５時15分
縦覧場所／都市計画課
意見提出方法／縦覧場所にある意見書に必要事項を記入のうえ、２月17日㈪（必着）までに都市計画課（所在地は欄外記載）へ郵送または持参してください。
意見を提出できる方／市内在住者または利害関係人
※提出された意見に対する個別の回答はしません。
問／都市計画課　☎４６３－０３７４

防災行政無線の放送内容を確認できます

専用ダイヤル／0800-8000-744（通話無料）
※IP電話からの放送確認はできません。
※定時放送（子どもの見守り放送、夕焼け放送）の放送は除きます。
※回線が混み合っている場合は、つながらないことがあります。しばらくしてからおかけ直しください。
問／危機管理課　☎463-1788

TABUNKA KYOSEI ASAKA

マレーシアの小学生と鳴子踊りで交流！

問い合わせ／地域づくり支援課　☎463-2645　✉tiiki_sien@city.asaka.saitama.jp

　朝霞市で活動している認定ＮＰＯ法人メイあさかセンターでは、以前からマレーシアと朝霞の小・中学生が描いた絵を通じた国際交流を行っています。そのご縁で、平成25年11月24日から12月１日まで、マレーシアペナン州から小学生15人と教育局の職員５人が朝霞を訪れました。
　マレーシアの小学生は、博物館やプラネタリウムなどを訪問し、日本の文化を体験しました。また、朝霞の小学校で児童と一緒に授業を受けたり給食を食べたり、市内でホームステイをするなど交流を深めました。
　帰国前日の11月30日には、コミュニティセンターで歌と踊りの交流会が行われました。マレーシアの小学生が一生懸命日本語で覚えた日本の歌を披露し、マレーシアの歌を来場者も一緒に歌いました。また、踊りのコーナーでは、マレーシアのダンスを披露した後、朝霞市民まつり「彩夏祭」で踊っている鳴子踊りのチームが演舞を行い、最後はみんなで一緒に「彩夏祭」で踊られている総踊りを練習して踊りました。
　踊り終わったあと、みんなで手と手を合わせてハイタッチをしていました。言葉が通じなくても、歌や踊りの楽しさは万国共通です。参加した子どもたちの笑顔がとても印象的でした。

彩夏祭の鳴子踊りで盛り上がる！

国際交流と日本語学習

日時／毎週金曜日
午前10時～12時
場所／コミュニティセンター
問い合わせ／ＡＩＳ（朝霞地区インターナショナルソサエティ）
鈴木　☎090-6483-7034
http://ais1989.hp-ez.com
※この日本語学習は、ＡＩＳが活動の一環として年間を通して行っていますが、日時・場所・内容などが変更になる場合があります。詳しくは、上記までお問い合わせください。
　身近に日本語のわからない方がいましたら、この情報をお伝えください。

平成26年春季全国火災予防運動

問／朝霞消防署　☎463−1190

消すまでは　心の警報　ON のまま

３月１日(土)から７日(金)まで春季全国火災予防運動が行われます。

この時季は空気の乾燥と強風により、いったん火災となると大火となる危険性が大きいため、暖房器具の消し忘れなど火の取り扱いには十分注意しましょう。また、家の周りに燃えやすいものを置かないなど放火されない環境づくりを心がけ、火災から大切な生命や財産を守りましょう。

住宅防火　いのちを守る　７つのポイント

《３つの習慣》

○**寝たばこ**は、絶対やめる。
○**ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○**ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《４つの対策》

○逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
○寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防炎品**を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

住宅用火災警報器は素早く火災を検知し、警報を発することにより、火災発生を知らせます。火災から大切な生命と財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。全ての住宅に設置が義務付けられています。

火災警報器により火災を未然に防いだ例

居住者が台所で調理中、隣接する寝室で寝込んでしまい、コンロにかけてあった鍋の中身が空だき状態に。やがて鍋の中身が焼け焦げ、煙が発生、寝室に付けていた住宅用火災警報器がその煙を感知し、作動。居住者は警報音で目を覚ましたものの、状況が分からずにぼんやりしていたが、同じく警報音に気付いた近隣住民が119番通報をし、火災には至らなかった。

電動式生ごみ処理機購入費の補助金の申請は年度内に

生ごみの減量化を図るため電動式生ごみ処理機を購入する世帯（事業所は除く）に、購入費の一部を補助しています。購入した場合は、補助金の申請を忘れずに、３月31日(月)までに申請してください。

数量／１世帯につき１機

対象機械／市販されているもので、電力等を利用することにより、脱水・分解を行い、生ごみを減量化、堆肥化する機械

補助金額／本体購入価格（消費税は除く）の２分の１

※上限は２万円とし、１００円未満は切り捨て

申請の手順／

①販売店で「電動式生ごみ処理機」を購入します。

②補助金交付申請書（配布場所…クリーンセンター、リサイクルプラザ、市役所１階ロビー、市ホームページ）、保証書の写し、領収書の原本を資源リサイクル課に提出

③申請後、申請者の指定口座に補助金が振り込まれます。

※購入者・申請者・口座名義人は同一で申請してください。

申・問／資源リサイクル課（クリーンセンター内）

☎４５６−１５９３

市の人事異動（1月1日付け）

課長級以上、（　）内は旧職名です。

《部長級》理事［福祉担当］安田秀隆（福祉部長）▽理事［健康づくり担当］中村之男（健康づくり部長）▽理事［都市建設担当］星野義雄（審議監兼秘書室長）▽理事［会計管理担当］関根悟（会計管理者）▽理事［水道事業担当］池田邦臣（水道部長）▽福祉部長　三田光明（同部次長兼子育て支援課長）▽健康づくり部長　薮塚耕二（同部次長兼長寿はつらつ課長）▽会計管理者　細沼栄（市民環境部次長兼産業振興課長）▽水道部長　田中幸男（生涯学習部長）▽生涯学習部長　島村幸広（同部次長兼スポーツ課長）

《課長級》秘書室長　稲葉竜哉（同室長補佐）▽産業振興課長　渡邊誠（資源リサイクル課主幹）▽子育て支援課長　麦田伸之（同課主幹）▽長寿はつらつ課長　堤田俊雄（同課主幹）▽生涯学習課長兼スポーツ課長　田中茂義（生涯学習課長）

催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

ファミリー・サポート・センター入会説明会

～地域で子育てサポート会員大募集～

申・問／ファミリー・サポート・センター　☎485−2503

日時・内容／３月８日(土)　午前10時～11時
会場／東朝霞公民館
定員／20人（要予約。先着順）
保育／先着９人（１歳以上就学前までのお子さん）
申込方法／２月17日(月)から電話で

北朝霞どんぶり王選手権

問／北朝霞商業振興会事務局(株)タック）
☎474−2727

日時／２月８日(土)　午前11時～午後２時
会場／産業文化センター　第一駐車場
※あさか産業フェアと同時開催
内容／地域自慢のどんぶりが大集合!! 普段お店では食べられないどんぶりも…ぜひ一度ご賞味あれ!! あなたの一票が「北朝霞どんぶり王」を決めるのです。

催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

園庭開放

問／子育て支援課　☎463-2837

日時／２月18日(火)　午前９時30分～11時（雨天決行）
会場／各公設保育園（北朝霞保育園分園は除く）
※民設民営の保育園はこの園庭開放の対象となっていませんのでご注意ください。
内容／未就園児のお子さんもお近くの保育園で遊んでいただけるよう、公設保育園（北朝霞保育園分園は除く）の園庭を開放しています（晴れの日は正午まで）。
申込方法／事前予約不要。当日直接会場へ

里親普及促進フォーラム 新たな絆をつくる～里親制度の普及を目指して～

主催・申・問／埼玉県こども安全課　☎048-830-3335
（公社）埼玉県社会福祉士会　☎048-857-1717
✉s-info@saitama1717csw.jp

里親に関心のある方、体験談を聴いてみたい方など、ぜひご参加ください。
日時／３月８日(土)　午後１時30分～４時30分
会場／さいたま市産業文化センター（さいたま市中央区下落合５-４-３）　**定員**／300人
内容／・里親と元里子による座談会
・シンポジウム
奥山（おくやま） 眞紀子（まきこ）さん（国立成育医療研究センターこころの診療部長）、渡邊（わたなべ） 守（まもる）さん（NPO法人キーアセット代表）、田口（たぐち） 伸（しん）さん（中央児童相談所長）、コーディネーター　青木（あおき） 孝志（たかし）さん
申込方法／３月７日(金)までに埼玉県社会福祉士会に電話またはメールで事前申し込み
保育／あり（１～10歳）※要予約

朝市

問／産業振興課　☎463-1903

日時／３月２日(日)　午前７時～９時
会場／市役所正面駐車場
内容／服飾・雑貨、新鮮野菜・果物、お茶などお手ごろな価格で提供しています。
※商品がなくなりしだい終了。内容は変更になる場合があります。
主催／朝霞市朝市出店者協議会

朝霞市障害福祉施設授産品展示販売会

問／福祉課　☎463-1598

市内の障害福祉施設の皆さんによる、自主製作した製品やお菓子などの展示販売会です。
出展団体・日時・販売物／

「はあとぴあ障害者多機能型施設」
２月14日(金)　午前10時30分～午後１時
革製品、パン、菓子、ドリンク

「地域活動支援センターぱれっと」
２月26日(水)　午前10時30分～午後０時30分
革製品、焼き菓子

「あさか福祉作業所」
２月28日(金)　午後０時30分～２時30分
雑貨、観賞用メダカ

会場／市役所ロビー（市民ホール）

埼玉アキナイBAR あさかホッとバレンタインバル

主催・問／あさかホッとバレンタインバル実行委員会事務局　☎070-6982-3199

チケットを購入して「飲んで、食べて、ショッピングして、のんびり過ごせる」街バルを開催します。来たら得する３日間!!特典もイロイロ。
日時／２月13日(木)～15日(土)
※時間はお店によって異なります（午前９時～午後10時を予定）。
会場／東武東上線朝霞駅および朝霞台駅、JR武蔵野線北朝霞駅周辺の参加店舗（73店舗）
費用／2,100円（700円×３枚つづり）
※前売り2,000円（２月12日(水)まで販売）
チケット販売場所・日時／

〈事前販売および当日販売〉
・ホッと茶屋「あさか」　☎486-9981
※土・日曜日、祝日を除く午前10時～午後５時
※２月15日(土)は開店
・ローソン朝霞本町店、ファミリーマート朝霞本町２丁目店、ほか一部参加店舗

〈事前販売のみ〉
・朝霞市商工会（産業文化センター内）　☎470-5959
※土・日曜日、祝日を除く午前９時30分～午後５時

開催当日は、朝霞駅東口広場および北朝霞駅東口広場に臨時街バル案内所を開設します。
２月13日(木)～15日(土)　午前10時～午後９時

後バル期間／２月16日(日)～３月２日(日)
※余ったチケットを参加店で金券として利用できます。
※参加店や特典の情報など、詳しくはホームページ（http://www.asakabar.com）をご覧ください。

農産物直売　あさか新鮮野菜市

問／産業振興課　☎463-1904

日時／２月13日(木)・27日(木)、３月６日(木)
午前９時30分～午後１時
会場／市役所
※商品がなくなりしだい終了
内容／市内の農家の方が作った旬の野菜を直売します。
主催／朝霞市都市農業推進協議会、朝霞市
協力／ファーマーズ朝霞

映画「隣（とな）る人（ひと）」上映会

問／民生委員主任児童委員（平日　午前９時～午後５時）
安福（やすふく）　☎462-7107、高橋（たかはし）　☎090-4817-5731

日時／３月１日(土)　午前10時～（上映時間　85分）
開場：午前９時30分
会場／中央公民館・コミュニティセンター
内容／ある児童養護施設の日常を追う８年間のドキュメンタリー映画です。
対象／市内在住の方　**定員**／200人（先着順）
保育／先着20人（１歳以上就学前までのお子さん）
申込方法／事前申込不要。当日直接会場へ
共催／朝霞市民生委員児童委員協議会（主任児童委員部会・児童部会）、朝霞市地区里親会、朝霞市

地域支えあいネット講座
振り込め詐欺被害の防止
申・問／地域包括支援センターひいらぎの里
☎291-9111　FAX291-9090

日時／３月13日㈭　午後２時～３時
会場／仲町市民センター
内容／最近の振り込め詐欺の手口や防犯方法等を分かりやすく教えていただき、自身や地域でできることを学びましょう。
講師／朝霞警察署生活安全課地域防犯支援専門員　高田　成子さん
対象／市民　**定員**／70人（要予約）
申込方法／２月28日㈮まで電話またはFAXで

地域支えあいネット講座
認知症サポーター養成講座
申・問／地域包括支援センターひいらぎの里
☎291-9111　FAX291-9090

日時／３月３日㈪　午後１時30分～３時
会場／仲町市民センター　**定員**／40人（要予約）
内容／認知症に対して正しい知識と理解を深めるため、薬剤師よりお話しします。受講者に認知症サポーターの証、オレンジリングを配付します。
講師／薬剤師　佐藤　裕一さん、地域包括支援センターひいらぎの里職員　**対象**／市民
申込方法／２月28日㈮まで電話またはFAXで

家族介護力向上教室　『介護の方法･コツ』
申・問／長寿はつらつ課　☎463-1921

日時／３月５日㈬　午後１時30分～３時30分
会場／朝光苑
内容／体位変換、更衣介助、食事介助、車椅子の扱い方など
対象／市内在住者（同居のご家族や遠方のご家族の介護をされている方、介護に関心のある方）
講師／朝光苑職員
定員／15人（応募多数の場合、65歳以上の高齢者と同居されている家族の方を優先とするほか抽選）
申込方法／２月28日㈮までに電話または長寿はつらつ課窓口で受付

地域支えあいネット講座
みんなで楽しく健康づくり３Ｂ体操
申・問／地域包括支援センターひいらぎの里
☎291-9111　FAX291-9090

日時／２月20日㈭・27日㈭、３月７日㈮・14日㈮　午後１時30分～２時30分【全４回】
会場／仲町市民センター　**定員**／20人（先着順）
対象／65歳以上の朝霞市在住で全４回参加できる方
※医師に運動を禁止されていない方
内容／ボール・ベル・ベルターという３つの器具を使い、音楽に合わせて体を動かす健康体操
講師／日本３Ｂ体操協会公認指導員　大和田　恵美さん
持ち物／飲み物・タオル
その他／動きやすい服装と靴でご参加ください。
申込方法／２月19日㈬までに電話またはFAXで

介護予防講演会「認知症に負けない脳づくり！～今、あなたにできること～」
問／長寿はつらつ課　☎463-1952

認知症予防のために普段どのような生活を心がければよいのかを、あらゆる方面から考えます。
日時・会場等／別表のとおり　**対象**／65歳以上の市民の方

コース	日　時	内　容・講　師	会　場	定員	持ち物	申・問（地域包括支援センター）
①	２月19日㈬ 午後２時～３時30分	「早歩きは三文の徳～健康寿命を延ばそう～」 介護老人保健施設ケアライフ朝霞 理学療法士　荒　圭次郎さん	産業文化センター	20人	長めのタオル・飲み物	モーニングパーク ☎0120-247355
②	２月25日㈫ 午後１時30分～３時	「フラワーセラピー教室で自分だけの作品を作ろう」 特定非営利活動法人フラワーセラピー研究会 埼玉支部副代表　川池　さえ子さん	中央公民館・コミュニティセンター	20人	はさみ・作品を入れる袋	朝光苑 ☎450-0855
③	３月５日㈬ 午後１時30分～３時	「落語が脳を救う」 落語家　桂　文ぶんさん	宮戸市民センター	50人	特になし	内間木苑 ☎458-2022
④	３月６日㈭ 午後１時30分～３時30分	「音楽で心も身体も活き活きと」 東京国際音楽療法専門学院 吉村　奈保子さん　渡邉　えりかさん	弁財市民センター	30人	動きやすい服装・飲み物	つつじの郷 ☎472-1574
⑤	３月17日㈪ 午後２時～３時30分	「みんな笑顔！心が弾む健康体操」 ㈳日本フィットネス協会エグザミナー 杦本　徳広さん	仲町市民センター	30人	動きやすい服装と靴・飲み物・タオル	ひいらぎの里 ☎291-9111

申込方法／希望するコースが１つであれば、担当の地域包括支援センターへ、複数コースを希望される場合は長寿はつらつ課へ、電話または直接お申し込みください（２月３日㈪から受付開始。定員になりしだい受付終了）。
※連続した講演ではありません。

催し・講座

費用の記載がないものは原則として無料です

陸上自衛隊東部方面音楽隊第34回室内楽演奏会

申・問／陸上自衛隊東部方面音楽隊
☎460-1711　内線3640

日時／３月11日(火)　午後７時開演（午後６時15分開場）
会場／川口リリア音楽ホール
申込方法／２月25日(火)【必着】までに往復はがき（１枚につき１人）に住所・氏名・年齢・電話番号・「第34回室内楽演奏会」と明記のうえ、〒178-8501　東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊東部方面音楽隊演奏会係宛てにお申し込みください。
※応募多数の場合は抽選。記載に不備のある往復はがきは、返信することができない場合があります。
※未就学児の入場はお断りしています。

陸上自衛隊中央音楽隊　室内楽演奏会

会場・問／ゆめぱれす（市民会館）　☎466-2525

日本の国賓、公賓に対して演奏を行っている陸上自衛隊中央音楽隊による質の高い、小編成コンサートです。ぜひ本格的な演奏をお楽しみください。
日時／３月１日(土)　午後２時30分開演（午後２時開場）
内容／第１部　打楽器アンサンブル
第２部　金管アンサンブル
申込方法／整理券が必要です。
整理券／２月８日(土)　午前10時～　ゆめぱれすで配布
※１人２枚まで。200枚限定のため、なくなりしだい終了

市民が集めた朝霞の歴史展
～米軍基地があった時代～

問／都市計画課　☎463-0374

基地跡地の歴史勉強会では、基地跡地公園の整備後に基地の歴史を後世に伝えるため、市と市民が協働で情報収集を進めてきました。このたび、今までの活動成果を多くの方に知っていただくため、展示会を開催します。年表・再現地図・紙芝居・聞き取り調査のまとめなどを展示しますので、ご来場ください。
※市ホームページでもご覧いただけます。
内容・日時／『展示会』…
２月８日(土)　午後１時～６時
２月９日(日)～15日(土)　午前９時～午後６時
※２月10日(月)を除く。
２月16日(日)　午前９時～午後３時
『証言者トークセッション』…２月９日(日)・15日(土)　午後１時30分～
『当時の光景がよみがえる紙芝居』…展示会期間中の午後１時、午後３時
※２月９日(日)・10日(月)・15日(土)を除く。
会場／中央公民館・コミュニティセンター
対象／どなたでも
申込方法／事前申込不要。当日直接会場へ

リサイクルプラザ企画運営協議会講座

会場・申・問／エコネットあさか（リサイクルプラザ）
☎486-0222

対象／市内在住の18歳以上の方
申込方法／２月10日(月)午前９時から電話または直接エコネットあさかへ（先着順）

「布のリフォーム」
日時／３月９日(日)　午前10時～午後３時　**定員**／10人
内容／思い出の服、捨てられなかったハギレなどの古布がかわいい作品になります。
持ち物等／裁縫道具、ネクタイや帯でハサミ入れを、衣類のハギレで針さし・ブローチ・ダルマポーチを作ります（ハギレ布：30～50cmを５枚くらい、裏地：90cm幅で50cmくらいなどもご用意ください）。昼食の用意（お弁当）

「さき織り体験公開教室」
日時／３月11日(火)　午前10時～午後３時
内容／使わなくなった布を、もう一度ステキな布に織り上げます。　**対象**／どなたでも
持ち物等／材料はこちらで用意します。

環境大学を開講します

会場・申・問／エコネットあさか（リサイクルプラザ）　☎486-0222

日時・内容・講師／別表のとおり　※講義中のパソコン、タブレット端末等の使用はご遠慮ください。
対象／市内在住の18歳以上の方　**定員**／50人（先着順）　※保育あり（１歳以上就学前まで）
申込方法／電話および窓口で申し込みを受け付けています。

	日時	タイトル・内容	講師
1	２月５日(水) 午前10時～正午	開講式	
		「家庭で利用する紙の話、おむつの話」 ～不可欠な紙の功罪を学ぶ～	埼玉県環境アドバイザー 尾関（おぜき） 二郎（じろう）さん
2	２月12日(水) 午前９時～	**「フィールドワーク」** プラスチックの処理工場とメガソーラー（太陽光発電）施設を視察します。 ※リサイクルプラザからバスで移動します。 【視察先】 本庄市：株式会社エコスファクトリー 寄居町：埼玉県環境整備センター	※注 ◆一日コースとなります。 ◆フィールドワークのみの参加はできません。 ◆環境大学申し込み時に出欠をとります。 ◆この回には保育がありません。
3	２月19日(水) 午前10時～正午	**「ゴミ有料化を検証！」** ～他県・他市から学ぶ～	東洋大学経済学部 教授　山谷（やまや） 修作（しゅうさく）さん
4	２月26日(水) 午前10時～正午	**「企業の環境対策を聞く」** ～“救ピーオープナー”を作製して～	キユーピー株式会社 松原（まつばら） 由紀（ゆき）さん
		閉講式	

申…申し込み　問…問い合わせ

シニア世代地域デビュー支援セミナー【体験編】「ユニカール入門」 第2弾

～誰でも簡単に楽しめるスポーツ「ユニカール」を体験してみませんか？～

申・問／市民活動支援ステーション・シニア活動センター ☎463-1417 FAX463-3199

開所時間：午前９時30分～午後６時　休所日：月曜日、祝日

日時／３月20日(木)　午前９時20分～正午
会場／総合体育館
内容／カーリングを室内で手軽に楽しめるスポーツ「ユニカール」を体験しながら、シニア世代の健康や仲間づくり、生きがい探しや地域での活動について、参加者同士の交流を深めましょう。
※３人１組でお申し込みください（個人での申し込みも大歓迎です）。
※３レーンで行います。
対象／市内在住のおおむね50歳以上の方
定員／30人（先着順）　**持ち物**／室内履き運動靴
費用／100円（傷害保険料）
主催／あさかシニアクラブ・朝霞市
申込方法／２月１日(土)～３月19日(水)午後６時までに、電話または直接、市民活動支援ステーション・シニア活動センター窓口へ

大学等卒業予定者就職面接会

問／埼玉新卒応援ハローワーク ☎048-650-2234
ハローワーク朝霞 ☎463-2233

日時／２月27日(木)　午後１時～４時（受付開始　午後０時10分）
会場／大宮ソニックシティ
対象／平成26年３月大学(院)・短大・高専・専門学校等卒業予定者（既卒３年以内の方も可）
申込方法／事前申込不要、当日直接会場へ
持ち物／履歴書、自己ＰＲ書または職務経歴書を複数お持ちください。ハローワークに登録がある方は、ハローワークカードもお持ちください。
参加企業／埼玉労働局ホームページ（http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)をご覧ください。

黒目川の景観を考える集い

問／黒目川の景観を考える会　小林(こばやし) ☎090-2436-1243

市内を流れる黒目川の利活用について、市民としてどうしていくのかを話し合います。
日時／２月11日(火・祝)　午後１時30分～４時30分
会場／溝沼市民センター　**対象**／どなたでも
内容／黒目川の植樹計画、川のまるごと再生プロジェクト、景観づくりほか

東洋大学法律相談部による無料法律相談

主催・問／東洋大学無料法律相談部 ☎03-3945-7592

日時／３月７日(金)　午前10時～正午、午後１時～４時（受付は午後３時まで）
会場／産業文化センター
内容／民法（現在裁判中または調停中のもの、税金・破産・労働、雇用関係のもの、弁護士等に依頼しているものは除く）の相談に応じます。社会貢献活動の一環として学生が応対し、法学部教員が回答します。個人情報と秘密は厳守します。
申込方法／事前申込不要。当日直接会場へ（先着順）

へるすアップ教室（生活習慣病予防の体験教室）健康運動指導士から聞く 毎日続く、体の中からまるごと“きれい術”

～基本の姿勢と簡単エクササイズ～

申・問／健康づくり課 ☎465-8611

日時／３月13日(木)　午後１時30分～３時30分
会場／中央公民館・コミュニティセンター
内容／正しい姿勢を意識しながら生活すると、スタイルが良くなります。さらに内臓脂肪が減ると体の中もさらさら・血糖値を下げる効果もでてきます。春に向けて、気持ちもカラダもリフレッシュしましょう！
講師／健康運動指導士　斉藤(さいとう)　紀子(のりこ)さん
持ち物等／水分、汗ふきタオル等、体操のできる服装と靴でお越しください。
定員／45人（先着順）
申込方法／２月13日(木)から電話で

埼玉県地震対策セミナー

問／埼玉県地震対策セミナー実行委員会事務局（埼玉県危機管理課） ☎048-830-8141

日時／２月14日(金)　午後１時30分～３時40分（受付開始　午後０時30分）
会場／さいたま市文化センター（さいたま市南区根岸1-7-1）
内容／講演①「大地震発生！その時テレビは…」日本テレビ放送網株式会社報道局マルチニュース制作部長　谷原(たにはら)　和憲(かずのり)さん
講演②「今後の埼玉県の地震災害」東京大学地震研究所教授　纐纈(こうけつ)　一起(かずき)さん
その他／防災関連企業・団体の展示ブース、地震に関する資料の展示・説明、県職員による無料耐震診断、防災グッズプレゼント（先着1,000人）
定員／1,600人（先着順）
申込方法／事前申込不要、当日直接会場へ

第８回世代間交流いきいきふれあいひろば もの作り体験教室

問／朝霞でいきいきネットワーク（介護予防）白石(しらいし) ☎090-8337-5180

日時／３月２日(日)　午前10時～午後３時
会場／産業文化センター
内容／市内で介護予防活動をしているグループが、手作り作品を一緒に作ります。
申込方法／当日直接会場へ

無料特設行政相談

問／東京総合行政相談所 ☎03-3987-0229

日時／３月４日(火)　午前10時～午後５時（受付時間は午後４時30分まで）
会場／西武池袋本店７階行政、法律、くらしの行政相談コーナー内
内容／税金、登記、相続、情報通信や国の行政に関する相談
参加機関／関東総合通信局、東京法務局、第二東京弁護士会、東京税理士会豊島支部、関東管区行政評価局
主催／関東管区行政評価局

ASAKA LIFELONG LEARNING INFORMATION

ようこそ！あさかの生涯学習へ

生涯学習ガイドブック「コンパス」に広告を載せませんか？

平成26年度生涯学習ガイドブック『コンパス』（平成26年５月頃発行）に、企業や事業所のPR、市民グループの会員募集広告を掲載しませんか？『コンパス』は、市内の公共施設等で配布するほか、市ホームページ中にも掲載されます。市民の皆さんへのPRに最適のメディアです！ぜひご活用ください。

表紙

裏表紙

掲載できる方／
①事業所を有する個人または法人
②市内を拠点に活動している団体・サークルなど

掲載場所・規格／
Ａ４版冊子の裏表紙および裏表紙内側
１区画　縦5.5㎝×横10㎝

募集広告数／20区画（裏表紙10区画・裏表紙内側10区画）
※複数区画の掲載可

広告掲載料／裏表紙（２色刷り）　１区画につき3,000円
裏表紙内側（１色刷り）　１区画につき2,000円

発行部数／印刷予定部数　3,200部

掲載期間／配布が終了するまで（約１年間）

申込方法／市内の各公民館・図書館・博物館および生涯学習課で配布もしくは市ホームページに掲載する「申込書」に必要事項を記入のうえ、広告の版下原稿または内容の分かるものを添えて、郵送、FAX、メールまたは直接窓口（市役所４階41番）まで

募集期限／３月14日㈮

掲載の決定／受付後、内容を審査のうえ、掲載の可否を決定します（お申し込みいただいた方に通知）。

※広告製作費用（デザイン料等）は、申込者の負担となります。

※掲載には、諸条件があります。詳しくは、生涯学習課へお問い合わせください。

平成25年度子ども大学あさか パネル展を開催！

５月の入学式から12月の学園祭までの活動を紹介します。

日時・会場／
・２月４日㈫　午後１時～２月12日㈬　午後４時
　市役所１階　市民ホール
・３月４日㈫　午前10時～３月16日㈰　午後９時30分
　中央公民館・コミュニティセンター　１階ロビー

子ども大学あさか　修了式

市民企画講座

介護予防教室　霞会主催事業
筋力・バランス力 介護予防体操講座

日時／２月12日㈬・19日㈬
午前10時～正午
※連続講座ではないので、ご都合のよい方にお越しください。

会場／栄町町内会館（栄町市民センター３階）

講師／介護予防体操インストラクター　竹村（たけむら） 啓子（けいこ）さん

定員／なし　**費用**／無料

持ち物／動きやすい服装、室内用運動靴、タオル

申込方法／事前申込不要。当日直接会場へ

問／竹村（たけむら）　☎090-2210-9398

AIS（朝霞地区インターナショナルソサエティ）主催事業
おもてなし料理

日時／２月14日㈮
午前10時～午後１時

会場／中央公民館・コミュニティセンター

講師／管理栄養士　水野（みずの） 詳子（よしこ）さん

定員／５人（先着順）

費用／300円（材料費）

持ち物／エプロン、三角巾、ふきん

申込方法／２月１日㈯～８日㈯に電話で

申・問／八巻（やまき）　☎090-2437-2205

朝霞サバイバル倶楽部主催事業
サラバ‼頭痛・肩凝り アラフォーの身体をガラッと変える ～私と子どものために 本当に聞いておくといいお話～

日時／２月19日㈬　午前10時～正午

会場／溝沼市民センター

講師／予防医学士・ウィンドサーファー・瞑想士（めいそうし）　小野寺（おのでら） 直江（なおえ）さん

定員／30人（先着順）

費用／200円（資料代）

申込方法／電話またはメールで

申・問／中塚（なかつか）　☎080-1042-9187
✉atomanmoth.50@gmail.com

申・問／生涯学習課　☎463-2920・2930　FAX467-4716　✉syogaku@city.asaka.saitama.jp
〒351-8501　朝霞市本町１－１－１

申…申し込み　問…問い合わせ

家庭教育学級学習発表会

家庭教育学級とは…

子育てをする親や子育てに係わる大人の「学びの場」として運営されています。学級では仲間とともに子どもの成長について考え、自らの教養を高めるため、子育ての悩みや親子のふれあい方、子どもの成長に望ましい取り組みなどについて学んでいます。

学習発表会とは…

各学級では、それぞれのテーマで学習プログラムを企画し、１年間学んできました。その成果を各学級の代表が集い、発表します。発表会を通して学級同士の連携を深め、意見交換の場としています。

日時／３月13日(木)
幼・小学校の部…午前10時～正午
中学校の部…午後２時～４時
会場／市役所別館５階　第６会議室
※この学習発表会はどなたでも見学できます。見学をご希望の方は、生涯学習課へご連絡ください。

申・問／生涯学習課　☎463-2930　FAX467-4716　✉syogaku@city.asaka.saitama.jp
〒351-8501　朝霞市本町１－１－１

公民館のひろば

施設名	電話番号	FAX	休館日(2/1～28)
中央公民館･コミュニティセンター	465-7272	465-7297	2/3・10・17・24
東朝霞公民館	463-9211	463-9212	2/2・10・11・16・24
西朝霞公民館	462-1411	462-1412	2/2・10・11・16・24
南朝霞公民館	461-0163	461-0291	2/3・9・11・17・23
北朝霞公民館	473-0558	473-8725	2/2・10・11・16・24
内間木公民館	456-1055	456-1056	2/3・9・11・17・23

※番号はお間違いのないようにお願いします。

北朝霞公民館　映画会

外の寒さを忘れて､ほかほか気分！親子で映画を楽しみませんか。
日時／２月22日(土)　午前11時～正午
対象／どなたでも　**費用**／無料
作品／ちいさなくれよん（読み聞かせ）
きんぎょがにげた　プーさんのきらきら星
申込方法／当日直接会場へ

西朝霞公民館　人権教育講座「古代から現代まで同和問題の歴史的背景をたどる」

差別の歴史を古代から現代まで同和問題の歴史的背景を映像と解説でたどり、理解を深めます。
日時／２月28日(金)　午後１時30分～３時30分
対象／どなたでも　**定員**／40人
講師／埼玉県県民生活部人権推進課
人権・同和問題研修専任講師　小杉（こすぎ） 康博（やすひろ）さん
保育／１歳以上の未就学児（定員５人）
手話通訳／あり（希望がある場合）
申込方法／２月１日(土)から、電話または西朝霞公民館窓口で受け付けます（定員になりしだい締め切り）。なお、手話通訳および保育を希望される方は、２月20日(木)までにお申し込みください。

西朝霞公民館　レッツ・チャレンジ「スマッシュ決めよう！ミニテニス」

初めてでも大丈夫！ラケットの持ち方からゲームまで優しく教えてもらえるよ。楽しく体験してみよう。
日時／３月８日(土)　午前10時～正午
対象／小学３～６年生・中学生　**定員**／20人
講師／あざみの皆さん（西朝霞公民館サークル）
費用／50円（保険料）
申込方法／２月27日(木)午後５時まで電話または西朝霞公民館窓口で受け付けます。

東朝霞公民館　子どもふれあい広場「しんごパパのあそびの教室」

まだまだ寒い季節。遊びの達人しんごパパとあたたかい室内で楽しく遊ぼう！今回は、ルールのある遊びだよ。
日時／２月23日(日)　午後１時30分～３時　**定員**／10組20人
対象／親子（４歳くらい～小学生とその保護者）
講師／遊び教室代表　松尾（まつお） 信悟（しんご）さん
費用／１人51円（保険料）　**持ち物**／上履き、飲み物
申込方法／２月15日(土)午後４時まで電話または東朝霞公民館窓口で受け付けます。

南朝霞公民館　生活教養講座「キルトで作ろうミニバッグ」

そのままでも、大きなバッグの持ち手に掛けても使えます。保育付き講座なので子育て中のママさん大歓迎！
日時／３月１日(土)・８日(土)　午前９時30分～正午
対象／成人（全日程参加できる方）　**定員**／12人
講師／日本手芸普及協会指導員　米澤（よねざわ） 真由美（まゆみ）さん
持ち物／裁縫道具　**費用**／1,800円（材料費）
保育／１歳以上の未就学児（定員６人）
申込方法／２月19日(水)午後５時まで電話または南朝霞公民館窓口で受け付けます。

高さ20cm×幅26cm×マチ６cm

内間木公民館　子どもランド「ファミリー・クッキング」

家族でわいわい楽しく、おいしい手作りベーグルに挑戦しましょう!
日時／３月８日(土)　午前10時～午後１時
対象／小学生以上のお子さんと保護者(２人１組)　**定員**／12組
講師／ぱんぱかパン！の皆さん（内間木公民館サークル）
内容／ベーグルサンドとスープ　**費用**／１組1,000円(材料費)
申込方法／２月25日(火)午後５時まで電話または内間木公民館窓口で受け付けます。

中央公民館　人権教育講座「伝統芸能“歌舞伎”の世界」

歌舞伎は、華やかなイメージを持つ方が多いと思いますが、被差別の立場の人々が大切に継承し、現在の発展につながっています。この歌舞伎を通して、江戸時代の歴史と文化を学習します。
日時／３月６日(木)　午後２時～４時　**対象**／どなたでも　**定員**／50人　**講師**／演劇評論家　赤坂（あかさか） 治績（ちせき）さん
手話通訳／あり（事前予約制）　**申込方法**／２月23日(日)午後５時まで電話または中央公民館窓口で受け付けます。

※申込多数の場合は、市内在住者優先のうえ抽選します。
※申込結果は、はがきまたは封書でお知らせします。　※費用は原則当日集金します。

博物館へ行こう！

朝霞市博物館	〒351-0007　岡2-7-22	☎469-2285
文化財課文化財保護係	同　上（博物館内）	☎463-2927
埋蔵文化財センター	〒351-0033　大字浜崎231-2	☎486-2244

共通FAX468-0079

ギャラリー展示　すごろくをよむ

後期展示：3月1日㈯～4月6日㈰

冬のギャラリー展示の後期展示を開催します。後期は、"すごろくで人生を学ぶ"として「善悪道中出世双六（ぜんあくどうちゅうしゅっせすごろく）」（歌川国芳・春風亭柳枝）をご紹介します。すごろくで遊びながらどのようなことを学んでいたのか、駒を進めるようによんでみませんか。

善悪道中出世双六（部分）

テーマ展示　朝霞市・瑞浪市交流事業　人間国宝　加藤（かとう）孝造（こうぞう）展

2月8日㈯～23日㈰

朝霞市と岐阜県瑞浪市の交流事業として、瑞浪市名誉市民で、人間国宝の陶芸家　加藤孝造さんの作品を紹介します。人間国宝に認定されている瀬戸黒茶盌（せとぐろちゃわん）をはじめ、志野茶盌（しのちゃわん）・志野水指（みずさし）などを展示します。ぜひ、ご覧ください。

瀬戸黒茶盌

また、ギャラリーで瑞浪市を紹介します。

時間／午前９時～午後５時【初日のみ午後２時～５時】
会場／博物館　企画展示室
主催／丸沼芸術の森・朝霞市博物館
後援／瑞浪市・瑞浪市教育委員会

くらしと文化の講座「お菓子」

「お菓子」について、歴史や民俗などさまざまな方向から学習します。

【プログラム】

回	開催日	タイトル・講師
1	３月１日㈯	和菓子ー江戸時代に花咲く甘味の文化ー 株式会社虎屋 虎屋文庫主事　所（ところ）　加奈代（かなよ）さん
2	３月８日㈯	ポテトチップー誕生、スナック菓子の王様ー 株式会社湖池屋 マーケティング部　小幡（おばた）　和哉（かずや）さん
3	３月15日㈯	チョコレートー神様からの贈り物ー 日本チョコレート・ココア協会 前専務理事　助川（すけがわ）　文朗（ふみお）さん

◎時間は各回とも午後２時～３時30分

会場／博物館　講座室
対象：定員／一般：40人（先着順）
申込方法／電話または博物館窓口で受付（定員に余裕がある場合、単回受講を各回１週間前から受け付けます）

重要文化財　旧高橋家住宅からのお知らせ

つるし雛（びな）をつくろう

地方などに伝わる伝統のつるし雛作りの基本を学び、かわいらしいちりめん細工を作ってみませんか。

作成予定作品
（ザルは含みません）

日時／３月１日㈯
午前10時～午後３時
会場／旧高橋家住宅・根岸台市民センター
講師／大川（おおかわ）　玲子（れいこ）さん

対象：定員／中学生以上の方：20人
（応募多数の場合は抽選）
材料費／1,300円
申込方法／電話（文化財課）または博物館窓口で、2月19日㈬午後５時まで受付。申込結果については、応募者全員に連絡します。

＊旧高橋家住宅ガイドツアー＊
「つるし雛をつくろう」終了後にガイドツアーを行います。予約不要。お気軽にご参加ください。

おひなさまをかざります！

２月７日㈮～３月12日㈬、旧高橋家住宅の主屋におひなさまを飾ります。高橋家の桃の節句をどうぞ見に来てください！

昨年の様子→

開園時間　午前９時～午後４時30分
休園日　第４金曜日を除き博物館の休館日に準じます。
〒351-0005　朝霞市根岸台２-15-10
（根岸台市民センター隣）　☎462-7067
問／文化財課　☎463-2927

博物館・埋蔵文化財センター　お休みカレンダー

開館時間　午前９時～午後５時
休館日　月曜日・第４金曜日（祝日に当たる時は開館）、祝日の翌日（土・日曜日に当たる時は開館）、12月27日～１月４日
※第４金曜日は、文化財保護係の窓口は受け付けしています。

※埋蔵文化財センターの開所時間・休所日は博物館の開館時間・休館日に準じます（臨時の開館・休館は除く）。

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

3月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

申…申し込み　問…問い合わせ

朝霞市内の学校の体育施設を開放しています

市教育委員会では、身近な場所でスポーツを楽しんでいただくため、市内の小・中学校の体育施設を下表のとおり開放しています。利用にあたっては、団体登録（年度ごと）と利用申請が必要です。利用できるのは、市内に在住または在勤の方10人以上（高校・大学の部活動、サークルを除く）で構成するスポーツ・レクリエーション団体です。詳しくはスポーツ課へお問い合わせください。

学校名	体育館		校庭	
朝霞第一小学校	土・日曜日	午前９時～午後５時	土・日曜日	午前９時～午後５時
朝霞第二小学校 ☎461-0042	水曜日	午後６時～９時	日曜日	午前９時～午後４時
	日曜日	午前９時～午後４時		
朝霞第三小学校 ☎471-1630	月～金曜日	午後４時～９時	木曜日	午後６時～８時
	土曜日	午前９時～午後９時	土・日曜日、祝日	午前９時～午後４時
	日曜日、祝日	午前９時～午後４時		
朝霞第四小学校 ☎461-0363	土・日曜日、祝日	午前９時～午後９時	土・日曜日、祝日	午前９時～午後４時
朝霞第五小学校	火・水・木曜日	午後６時30分～９時	土・日曜日、祝日	午前９時～午後５時
	土・日曜日、祝日	午前９時～午後９時		
朝霞第六小学校 ☎461-0410	土曜日	午前９時～午後９時	土曜日(第2･4を除く)、日曜日、祝日	午前９時～午後５時
	日曜日、祝日	午前９時～午後４時	第２・４土曜日	午後１時～５時
朝霞第七小学校	日曜日	午前９時～午後９時	日曜日	午前９時～午後４時
朝霞第八小学校 ☎465-8381	火・水曜日	午後４時～６時30分	火曜日	午後４時30分～６時30分
			水・金曜日	午後５時30分～６時30分
	土・日曜日、祝日	午前９時～午後５時	土・日曜日、祝日	午前９時～午後５時
朝霞第九小学校	火曜日	午後５時～９時	土・日曜日、祝日	午前９時～午後５時
	木曜日	午後６時30分～９時		
	土曜日	午前９時～午後９時		
	日曜日、祝日	午前９時～午後４時		
朝霞第十小学校 ☎469-5443	水曜日	午後５時30分～９時	土・日曜日、祝日	午前９時～午後５時
	土・日曜日	午前９時～午後９時		
	祝日	午前９時～午後５時		
朝霞第一中学校	水・木・土曜日	【開放施設】メイン･サブアリーナ･武道場 午後６時30分～９時	月～日曜日	【３月～10月】午後７時～９時
				【11月～２月】午後６時～９時
朝霞第二中学校	木・土・日曜日	午後６時30分～９時	日曜日	【開放施設】ソフトボール場 午前８時～午後５時
朝霞第三中学校	水・日曜日	午後６時30分～９時	開放していません	
朝霞第四中学校	木曜日	午後６時30分～９時	開放していません	
朝霞第五中学校	木曜日	午後６時30分～９時	開放していません	

※第二・三・四・六・八・十小学校では運営委員会を組織し、開放を行っています。利用にあたっては直接学校へお問い合わせください。**それ以外の学校では、毎月１回第３木曜日に総合体育館で調整会議(利用時間および利用申請)を行っています。**※第一中学校校庭は夜間照明（有料）が必要となります。１時間あたり全灯1,500円、６基1,000円、５基800円

あなたも健康人！週１回以上スポーツをしよう!!

スポーツ課　〒351-8501　本町１-１-１
☎463-2403　FAX467-4716
✉sports@city.asaka.saitama.jp
総合体育館　〒351-0016　青葉台１-８-１
☎465-9811　FAX464-2429

体育施設臨時休館日（２月１日～３月31日）

総合体育館　２月19日(水)、３月26日(水)
武道館　２月17日(月)、３月３日(月)・17日(月)
滝の根テニスコート　２月３日(月)～７日(金)・17日(月)
３月３日(月)・17日(月)

※中央公園陸上競技場は、改修工事に伴い、３月31日(月)まで使用を中止します。

スポーツ・レクリエーション指導者育成講習会『スポーツ指導現場における体罰問題を通じて、指導者のあり方を考える』

主催／朝霞市教育委員会
日／３月４日㈫　午後７時～　**会**／コミュニティセンター集会室　**対**／市内在住・在勤・在学の方で地域または学校でスポーツの指導者として活動されている方。また、指導者を志している方。スポーツ活動をされている方
講師／東洋大学ライフデザイン学部　健康スポーツ学科　金子元彦准教授　**参**・**定**／無料・60人（先着順、定員になりしだい締め切り）　**持**／筆記用具
申／件名『スポーツ・レクリエーション指導者育成講習会』①氏名　②性別　③年齢　④住所　⑤電話番号　⑥活動しているスポーツまたは所属団体名を記入し、電話・FAX・メールまたは直接スポーツ課窓口へ
問／スポーツ課

初心者水泳教室

～夏までに泳げるようになろう‼
熟練コーチが丁寧な指導～

主催／朝霞市体育協会水泳部
日／５月18日～６月29日（６月15日を除く）の毎週日曜日　全６回　午後２時45分～４時30分　**会**／朝霞スイミングスクール　**対**／小学校１年生以上の健康な方
定／60人（申込多数の場合は抽選）
参／小・中学生4,200円　高校生以上5,250円　児童・保護者ペア9,000円　姉妹・兄弟ペア8,000円（保険料含む）　※別途毎回施設利用料600円要　**締**／４月５日㈯【厳守】　**申**・**問**／往復はがきに氏名・年齢・新学年・（郵便番号）住所・電話番号と、Ⓐ水がこわい　Ⓑ顔付けが５秒くらいできる　Ⓒ水に５秒くらい浮くことができる　Ⓓ少し泳げる　のうち該当する記号を記入し、〒351-0005　朝霞市根岸台２-１-９　渡辺孝宛てに郵送。参加の可否は説明会案内（５月11日㈰）とともに郵送します。※はがき１枚につき１人、児童・保護者ペア・兄弟も別
※既往症は正確に申告してください。
問／渡辺　☎090-2172-0309

スキー教室レベルアップ講習会

主催／朝霞市スキー連盟
日／３月15日㈯～16日㈰
会／群馬県・かたしな高原スキー場
※現地集合・現地解散
参／20,000円
対／ＳＡＪ２級以上および２級受験者
問／村岡　☎049-263-9229　※詳細はホームページで http://outdoor.geocities.jp/skiasaka/

初心者弓道教室

～あなたも弓道をはじめませんか～
主催／朝霞市弓道連盟
日／４月５日～８月30日の土曜日　午後２時～４時　全20回
会／内間木公園弓道場
対／市内在住・在勤・在学（中学生以上）の方
定／25人（先着順）　**参**／8,000円（保険料等）
締／２月28日㈮　※服装、トレーニング用のもので可・白足袋（用具は教室で用意します）
申・**問**／千葉　☎090-2307-8805　※詳細はホームページ（http://asaka9.com/）をご覧ください。

なぎなた教室

～あなたも『なぎなた』を体験してみよう！～

主催／朝霞市なぎなた連盟
日／３月８日・15日・22日の土曜日　午前９時～11時　**会**／武道館　**対**／小・中学生、高校生、一般　**参**／無料　**申**／当日直接会場へ
※運動のできる服装でお越しください。
問／原田　☎461-3215

武蔵野で味わう歴史と詩情、奥武蔵自然遊歩道・宮沢湖散策コース　12km

主催／朝霞市歩こう会
日・**集**／３月23日㈰　午前７時40分　北朝霞駅前広場（雨天決行）　**行程**／北朝霞駅→新秋津駅（乗換）→秋津駅→飯能駅（下車）→天覧山下桜林→奥武蔵自然歩道入口→能仁寺→天覧山→高麗峠→宮沢湖→加治神社→飯能駅　**対**／小学生以上（小学生は保護者同伴）
参／300円（保険料等）　**締**／３月14日㈮　**持**／弁当・水筒・雨具等　**申**／はがきにコース名・参加者全員の住所・氏名・電話番号を記入しスポーツ課へ。参加決定の通知はしません。当日は直接集合場所へ
問／鈴木　☎473-2537

体育・公園施設の還付振り替えについて

平成25年度体育・公園施設の使用許可を受け、雨天等で使用中止になった許可書をお持ちの方は、還付・振り替えの手続きを行ってください。

《還付請求について》　**請求期限**／原則４月30日㈬
雨天等で使用できなかった使用許可書および使用許可団体の代表者の印鑑を持参し、体育施設窓口へ

《振り替えについて》　**振り替え期限**／３月31日㈪
雨天等で使用できなかった使用許可書を持参し体育施設窓口へ
※振り替えは、同団体、同施設で３月31日㈪使用分まで充当できます。
問／総合体育館

還付・振り替え受付窓口
総合体育館・武道館・滝の根テニスコート・青葉台公園テニスコート・内間木公園弓道場・中央公園陸上競技場

日日時　**会**会場　**集**集合場所　**対**対象　**定**定員　**参**参加費　**締**締切　**持**持ち物　**申**申し込み　**問**問い合わせ

みんなの図書館

☆所蔵雑誌のスポンサーを募集しています！　詳しくは、図書館までお問い合わせください。

新着図書の紹介　（　）内は所蔵館とコーナー名

一般書

読書脳（本館・分館　実用書Ａ）　立花隆／著　文藝春秋　019

子供が変わる！奇跡の料理教室（本館・分館　実用書Ｂ）
村田歩／著　村田ナホ／著　東邦出版　498.5ｷﾐﾄﾞﾘ

わたしはマララ（本館　歴史・哲学）
マララ・ユスフザイ／著　クリスティーナ・ラム／著
金原瑞人／訳　西田佳子／訳　学研パブリッシング　289.2ﾕｽ

中村勘三郎最期の131日（本館・分館　芸術・音楽）
波野好江／著　集英社　774.2

めぐり糸（本館・分館　日本文学）青山七恵／著　集英社　Ｗｱｵ

北乃杜高校探偵部（本館　日本文学）
乾くるみ／著　講談社　Ｗｲﾇ

12星座殺人事件（本館　日本文学）
光藤ひかり／著　水谷奏音／著　文藝春秋　Ｗﾐﾂ

児童書

武器より一冊の本をください（本館・分館　児童）
ヴィヴィアナ・マッツァ／著　横山千里／訳　金の星社　K289

きっときみに届くと信じて（本館・分館　児童）
吉富多美／作　金の星社　Kﾖｼ

お母さん取扱説明書（本館・分館　児童）
キム・ソンジン／作　キム・ジュンソク／絵　吉原育子／訳
金の星社　K92ｷﾑ

※新着図書の紹介については、ボランティア団体により音訳CD（デイジー形式）を作成していただいておりますので、ご利用の方は、お問い合わせください。

＊そのほか多数。数字・カナは図書の分類です。棚に見当たらないときは、職員までお気軽にお尋ねください。
＊貸出中などで所蔵館に図書がない場合もあります。
＊図書館ホームページでも毎週新刊案内を更新しています。

図書館利用時のマナー

☆図書館は多くの方が利用しています。マナーを守って、皆さんが気持ちよく利用できるようご協力をお願いします。

資料編

図書館資料利用・貸出

- 図書館の資料は市民の皆さんの貴重な財産です。汚損・破損がないように大切に取り扱ってください。
- 資料への書き込みや切り抜き等は絶対しないでください。
- 資料を借りるときは必ず貸出手続きを済ませてください。
- 万一、図書館資料を紛失・破損または汚損したときは、速やかに図書館へお届けください（弁償していただく場合があります）。
- 返却日はお守りください。

館内編

飲　食

- 飲食は「飲食コーナー」でお願いします。
- 飲食コーナーでの図書館資料の閲覧や自習、ゲーム等はご遠慮ください。

おしゃべりや遊び

- 図書館は読書や調べものをするための施設です。おしゃべりや遊び、ゲームはやめましょう。

パソコンの持ち込み

- パソコンの利用については、打音等によってほかの利用者の迷惑にならないことを条件にご利用いただけます。

ペットを連れての入館

- ペット連れの入館はお断りしています（ただし、盲導犬等の身体障害者補助犬は除きます）。

雑誌・新聞の抱え込み

- 最新の新聞・雑誌は一人一部ずつの閲覧でお願いします。

携帯電話の利用

- 館内ではマナーモードに設定し、通話はご遠慮ください。

喫　煙

- 館内は禁煙です。喫煙は決められた喫煙場所でお願いします。

ハンディコピー機の利用

- 館内でハンディコピー機、デジタルカメラ等の利用はできません。
- 図書館資料のコピーをとりたい場合は、申請書を記入のうえ図書館のコピー機をご利用ください（ただし、資料によってコピーできないものもあります）。

平成25年度　児童文化講座
「自然の不思議とおもしろさ」
―野生動物の楽しいお話―

優れた写真絵本を数多く発表している写真家の西村豊（にしむらゆたか）さんをお迎えし、写真とともに、野生動物の魅力あふれる姿や絵本作成への思いなどについてお話しいただきます。

日時／３月１日㈯　午後２時～４時
会場／図書館（本館）視聴覚室
対象／子どもの保護者、子どもの読書活動に興味がある方（市民優先）
講師／西村 豊さん
定員／40人（先着順）　※保育希望者のみ抽選
保育定員／８人（１歳～未就学児）
申込方法／はがきまたはＥメール（tosyo@city.asaka.saitama.jp）に「児童文化講座」と明記のうえ、住所・氏名（ふりがな）・電話番号・保育の有無を記入し、図書館（本館）宛て（住所は下記）にお送りください。
※図書館（本館）では、電話またはカウンターでの申し込みもできます。
※保育希望者は、２月12日㈬までにお申し込みください。
※講座受講時は、お子さんの同席はできません。

ようこそ！あさかの生涯学習へ

♪としょかんの催し物♪

行事等	月日	内容	時間	場所
うさみみタイム（幼児・児童向け）	2/6(木)	世界絵本箱 じてんしゃにのるひとまねこざる　ほか２話　28分	午後３時～（読み聞かせのあと、えいがかいです）	視聴覚室
	2/13(木)	ねずみくんのチョッキ②　19分		
	2/20(木)	まんが日本昔ばなし さるかに合戦／たのきゅう　25分		
	2/27(木)	新きかんしゃトーマス トーマスととくべつなてがみ ほか３話　20分		
松の木読書会＊	2/21(金)	母の遺産　新聞小説　木村　美苗／著	午前10時～正午	和室
おはなしパピプペポ（小学生向け）＊	2/8(土)	絵本の読み聞かせ、素ばなし等	午前11時～11時30分	お話室
おはなしくらぶ（乳幼児向け）＊	2/24(月)	絵本の読み聞かせ	午前11時30分～正午	視聴覚室

＊印は自主サークルによる活動および催しです。

シネマラソン（青少年対象映画会）

「宮崎駿作品集」　入場無料

ご家族、お友達を誘って、ぜひご覧ください。
日時／２月22日㈯　**会場**／図書館本館　視聴覚室
・午前10時～11時40分「カリオストロの城」（1979年）
・午後１時～２時26分「となりのトトロ」（1988年）
・午後２時40分～４時44分「天空の城ラピュタ」（1986年）

本のリサイクルフェアを開催！

日時／２月15日㈯　午前９時30分～午後３時
会場／産業文化センター２階　研修室兼集会室
問／図書館北朝霞分館

２・３月の図書館のお休み

◎本館の休館日（第２火曜日、第４金曜日）
２月／18日㈫、28日㈮　**３月**／11日㈫、28日㈮
◎分館の休館日（第２水曜日、第４木曜日）
２月／12日㈬、27日㈭　**３月**／12日㈬、27日㈭
◎本館・分館の開館時間
午前９時30分～午後７時（土・日曜日、祝日は午後６時まで）

朝霞市立図書館（本館）〒351-0016 青葉台1-7-26 ☎466-8686 FAX466-8441
北朝霞分館 〒351-0033 大字浜崎669-1 ☎470-6011 FAX470-6013

わたくしたちの健康

エピペン

朝霞地区医師会　下津佐（しもつさ）　正登（まさと）
☎464-4666

1年ほど前に調布市で起きた食物アレルギーによる小学生児童の死亡事故は、まだ皆さんの記憶に新しいと思います。乳製品アレルギーを有する児童が誤ってチーズ食品を摂取してしまい、いわゆるアナフィラキシーショックという強いアレルギー反応で死亡するという痛ましい事故でした。では、このアナフィラキシーショックとは一体何なのでしょうか?

さまざまな食物や注射・薬剤、虫刺され（特にハチ毒）などに対してアレルギーを有する人が、それらの物質からの刺激を受けて、じん麻疹、口唇や眼の結膜などの粘膜の腫れ、嘔吐・下痢・腹痛、喘鳴（ゼーゼーする呼吸）や呼吸困難、チアノーゼ（皮膚や粘膜の血の気が無くなる）、意識状態の悪化、血圧の低下などの症状が生ずる状態をアナフィラキシーショックと呼んでいます。これらの症状は原因となる物質を摂取あるいは接触してから短い場合は数分以内に、長い場合には数時間後に生じ、迅速かつ適切な治療・処置がなされずに状態が悪化した場合には、生命の危険さえも考えられる非常に強いアレルギー反応です。ですからアナフィラキシーショックの症状が強い場合には、一刻も早く医療機関での治療が必要になります。このようなショック症状を起こした患者さんに対して、医療機関に運ばれる前にショック症状を生じた現場での一時的な緊急処置として非常に有効な方法があります。それがエピペン注射です。エピペンを注射することによって、ある種の薬剤が体内に入り、心臓の働きを強めて血圧を上昇させ、気管支を拡げて喘鳴や呼吸困難を改善させる効果を発揮します。これらの効果は注射後10分位で現れますが、効果の持続時間は10～15分程度ですから患者さんが医療機関に運ばれて治療が開始されるまでの一時的な緊急処置法ではありますが、現場での緊急対処法として非常に有効な方法であると考えられています。

エピペンの種類は含まれる薬剤量によって2つの製品があり、体重が30kgより重いか軽いかによって使い分けられ、太ももの前外側に押し当てるように注射針を刺します。大方の場合、緊急性が高いので衣服の上から注射しても構わないとされています。ただ、注射という非日常の慣れない行為ですから、注射による副作用などに大きな不安が生じることでしょう。しかし、今現在目立って大きな副作用は考えられておらず、ショック症状の生じている現場での緊急的な対処法としての有効性の方がはるかに大きいと言われています。

また、エピペンの使用者は原則として患者さん本人ですが、緊急性によっては救急救命士、保育士、教職員も使用でき、その場合エピペン注射は医療行為には当たらないとの解釈によって医師法違反にはなりません。そして注射を打つことによって生ずる有害事象も打たないことにより生ずる有害事象も、事前に保護者と教育施設側との充分な話し合いがなされていれば注射行為による責任や刑罰は生じないと考えられています。

食物アレルギー児が増加している現状を考えると、乳児・学童・生徒が生活・活動する場でアナフィラキシーショックが生じる可能性は、今後ますます増えると考えられます。現場でのエピペン注射が救命の一助になるチャンスを逃さずに迅速かつ適切に用いられるよう、エピペンに関する情報が十分に周知され、尊い命が失われないことを願っています。

日曜・休日に実施している医療機関

午前10時～午後４時

月	日	場所	施設名	科目	☎(048)	場所	施設名	科目	☎(048)
2	2	朝霞	清水小児科医院	小	466-5310	新座	静風荘病院	内･呼内･消内･循内	477-7300
	9	新座	宮崎医院	内･小	042-474-0458	志木	たなか整形外科クリニック	整外･リウ･リハ･麻	486-1010
	⑪	朝霞	渡邉クリニック朝霞	精･内	467-3584	和光	和光クリニック	内･アレ･リウ	468-2115
	16	志木	かまた内科クリニック	内･消内･糖内	472-7070	和光	佐々木眼科医院	眼	467-0071
	23	朝霞	ひるま小児科クリニック	小	466-0320	新座	守屋医院	外･内･皮泌･消内･肛･放	479-8855

※当番医は変更になる場合もあります。確認してからお出かけください。

※２月の休日歯科応急診療所
- **実施日**　２月２日(日)・９日(日)・11日(火･祝)・16日(日)・23日(日)
- **受付時間**　午前９時～11時30分
- **場所**　新座市休日歯科応急診療所（新座市保健センター）
- **診察料**　健康保険法の規定料金（保険証を必ずお持ちください。）
- **問い合わせ**　☎048-481-2211

※救急医療のお問い合わせ
- ●埼玉県救急医療情報センター　☎048-824-4199
- ●埼玉県南西部消防本部　☎048-460-0123

※小児救急電話相談
- ●＃8000（携帯電話からも相談可能）

☆今月の主な保健衛生週間行事予定　17日～23日は「アレルギー週間」です！

各種健（検）診等の年間日程は「朝霞市健康カレンダー」に掲載しています。

問い合わせ／健康づくり課（保健センター内）
☎465-8611　FAX466-7522
※各種相談の日程は、43ページをご覧ください。

乳幼児と保護者の方へ

※費用について、特に記載しているもの以外は**無料**です。

内容	日時・会場	対象	その他
離乳食実習	３月13日(木) 午後１時30分～３時30分 保健センター	H25年10月生の第１子のお子さんとその保護者	**定員**／36組（先着順） **申**／電話で２月20日(木)から予約受付開始
母と子のつどい	３月24日(月) 午後１時30分～３時30分 保健センター	H26年１月生 **定員**／30組（先着順）	**内容**／赤ちゃんと育児について、お母さん同士の交流など **申**／電話で２月13日(木)から予約受付開始
ぴーなっつ	２月27日(木)、３月24日(月) 午前10時30分～11時30分	０～３歳頃の多胎児とその保護者、多胎児を妊娠中の妊婦	**内容**／参加者同士の交流、手遊び等 **申**／健康づくり課（電話で要予約）
マタニティ教室	（下表参照）		**内容**／保育と沐浴(もくよく)、お産の進み方、DVD上映など **会場**／保健センター **申**／予約受付開始しております。
予防接種 乳幼児健康診査	（下表参照）		※左記のとおり個別通知をしますので、詳細は通知をご覧ください。

マタニティ教室

日	程	定員	対象（初妊婦）	実施時間
３月 （２日コース）	１日目：６日(木) ２日目：15日(土)	36人	H26年６月～８月出産予定	１日目：午後１時～４時 ２日目：午前10時～４時

予防接種・乳幼児健康診査

予防接種のご案内	３月の乳幼児健診			
	４か月児健診	10か月児健診	１歳６か月児健診	３歳児健診
H25年12月生まれ	H25年11月生まれ	H25年５月生まれ	H24年８月生まれ	H22年11月生まれ
２月上旬発送予定。通知が届かない場合はご連絡ください。				

成人の方へ

内容	日時・会場	対象	その他
献　血	２月21日(金) 午前10時～正午・午後１時～４時 市役所１階市民ホール	16歳～70歳未満	**主催**／朝霞市献血推進協議会 **採血者**／埼玉県赤十字血液センター

※65歳以上70歳未満の方については、60歳から64歳までの間に献血をしたことがある方に限られます。

終了間近！

おとなの方への風しんワクチン（任意）接種の費用一部助成

対象ワクチン／平成25年４月１日から平成26年３月31日に接種した「風しんワクチン」または「麻しん風しん混合ワクチン」
対象者／接種日に朝霞市に住民登録があり、過去に風しんにかかったことがなく、１度も接種を受けたことがない次に該当する方
①妊娠を予定または希望している女性（19～50歳未満）
②妊娠している女性の配偶者（19歳以上）　※妊娠している女性は、接種が出来ません。
助成金額／3,000円
申請期間／**平成26年４月15日(火)まで**
※申請方法など詳細は、市ホームページまたは健康づくり課にお問い合わせください。

インフルエンザが流行する時期です！ご注意を！！！

今年もインフルエンザの流行が始まり、全国的にもインフルエンザの患者が急増しています。
ひとりひとりが感染予防および感染拡大予防に心がけましょう。

☆流行に備えたポイント！☆

１．ウイルスに接触しない
人混みを避ける

２．ウイルスを洗い流す
外出から戻ったらまず手洗い、うがいを！

３．ウイルスを撒き散らかさない
せきエチケットを守りましょう。マスクを着用するなど、せき・くしゃみの際には、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、ほかの人から顔を背けましょう。
鼻汁・たんを含んだティッシュはすぐにゴミ箱へ捨てましょう。

４．ウイルスを死滅させる
【温度・湿度のポイント】
冬場は、乾燥・低温を好むウイルスが活性化します。乾燥により気管支の防御機能も低下するため、よりインフルエンザにかかりやすくなります。湿度を50～60％に保ちつつ暖かくして過ごせば、ウイルスは死滅します。
洗濯物や濡れタオルを室内に干すのも有効です。

５．ウイルスに負けない抵抗力をつける
【食事と休養のポイント】
・肉や魚‥免疫細胞の主となるたんぱく質を補給します。
・緑黄色野菜‥ビタミンＡはのどや鼻の粘膜を健康に保ちます。
・発酵食品‥発酵食品に含まれる生きた乳酸菌が、腸内の善玉菌を増やし、「腸管免疫」を高めます。納豆、味噌、乳酸菌飲料、ヨーグルトなど
・十分な睡眠をとり、規則正しい生活を‼ストレスも免疫力に悪影響を及ぼします。心の休養も大事♪

市民伝言板

市内の公共施設で定期的に活動している団体の会員募集・行事案内を掲載しています。

問／市政情報課
☎463-3059　FAX467-0770（代表）

記載のないものは、**費用**／無料　**対象**／どなたでも　**申込方法**／当日直接会場へ
※市外局番のない電話番号等の市外局番は（048）です。

行事案内

春来い祭り

日時／3月9日(日)　午前10時～午後3時　**会場**／丸沼芸術の森　**その他**／駐車場のご用意がありません。公共の交通機関をご利用ください。　**主催**／丸沼陶芸倶楽部　問／藤好　☎456-1955

みんなで遊ぼう

日時／2月17日(月)　午前10時～正午　**会場**／西朝霞公民館　**対象**／就学前のお子さんと保護者　**主催**／ボランティアサークル　ひまわりの会　問／大滝　☎461-9944

かんたん生け花（桃の節句用）

日時／2月24日(月)　午後1時～3時　**会場**／南朝霞公民館　**費用**／1,500円　**申込方法**／電話で　**その他**／花ばさみをお持ちください。　**主催**／若葉会　申・問／原　☎461-5428

東筆会書道展

日時／2月21日(金)～23日(日)　午前10時～午後5時　※21日は午後1時～5時、23日は午前10時～午後4時　**会場**／中央公民館・コミュニティセンター　**その他**／東朝霞公民館で活動している創立31年の書道の団体です。会員の力作を展示しています。　**主催**／東筆会　問／藤田　☎462-1968

子育てワンポイントアドバイス

日時／2月17日(月)　午前10時～正午　**会場**／東朝霞公民館　**対象**／子育て中の方（保育あり。要予約）　**その他**／知らなかった！学校の先生達も頼りにしている子育て支援のスペシャリストがいたなんて。今回は、私たち子育て中のママのために講師の田口直子さんからお話しいただきます。　**主催**／子育てサークルぽっかぽか　問／榎本　☎090-8101-6602

エコフリーマーケット

日時／3月1日(土)　午前10時～午後3時　**会場**／産業文化センター　**費用**／1ブース1,000円　先着35ブース（営利目的の方を除く）　**対象**／市民、近隣の方　**申込方法**／2月15日(土)までに往復はがきで住所・氏名・電話番号を記入し、〒351-0035　朝霞市朝志ヶ丘3-12-3　朝霞市くらしの会吉田方に郵送　**その他**／出品は家庭の不用品に限ります。ブースを使用する方は各自敷物をお持ちください。　**主催**／朝霞市くらしの会　問／吉田　☎472-3145

第一回　唄って踊り幸せドーパミン祭り

日時／3月15日(土)　午前9時～午後4時　**会場**／中央公民館・コミュニティセンター　**その他**／20団体の共演、みんなで55曲を歌いましょう。昼食、お茶をお持ちください。　**主催**／RbAp 48合唱団　問／秋山　☎464-0605

埼玉県行政書士会朝霞支部無料相談会

日時／2月15日(土)　午後1時30分～4時30分　**会場**／志木市立いろは遊学館　**その他**／相続・遺言・成年後見・離婚等のご相談。予約不要　**主催**・問／埼玉県行政書士会朝霞支部　松尾　☎450-1390

会員募集

いきいき笑歌教室（カラオケ教室）

日時／毎月第2・4木曜日　午後7時～9時　**会場**／仲町町内会館　**入会金**／1,000円　**会費**／月3,000円（その他プリント代、会場費500円）　**対象**／カラオケの好きな方、カラオケで健康になりたい方、カラオケで親睦を深めたい方　**その他**／プロのヴォーカルトレーナーによる、本格的なレッスンを楽しく分かりやすく指導します。　問／平川　☎070-5363-1414

親子リトミック　リズムクラブ

日時／毎週木曜日　午前10時～11時　**会場**／溝沼市民センター　**入会金**／1,000円（その他1回500円（チケット））　**対象**／未就園の親子　**その他**／ピアノの即興演奏に合わせて体を動かし、リズム感、音感を身につけましょう。2月20日(木)、27日(木)　午前11時15分から無料体験会を行います。要電話予約　問／前田　☎465-3093

コーラスグループ“ゆりかご”

日時／月2回水曜日　午後7時～8時30分　**会場**／中央公民館・コミュニティセンター　**会費**／月3,000円　**対象**／12歳以上の男女　**その他**／日本の歌など、楽しく歌いましょう。曲例「花」「もみじ」「われは海の子」など　問／佐々木　☎080-4421-6448

ミッキークラブ（親子リトミック）

日時／毎週月曜日　①午前10時～10時45分（1～2歳くらい）　②午前11時～11時45分（2～4歳くらい）　**会場**／弁財市民センター　**会費**／月3回2,500円、月4回3,000円　※教材費込み　**対象**／1～4歳までの未就園児とその親　**その他**／幼稚園・リトミックピアノ有資格者2人による指導（クリスマス、ハロウィンあり）　問／土屋　☎090-8519-3704（午後6時～9時）

こども英会話サークル

日時／月3回①水曜日　午前11時15分～正午　②金曜日　午後4時～5時　**会場**／①溝沼市民センター　②根岸台市民センター　**入会金**／1,000円　**会費**／月3,000円　**対象**／①1歳10か月～3歳の未就園児と保護者　②新小学1・2年生　**その他**／無料体験会（メールか電話で要予約）①3月5日(水)　午前10時30分～11時　②3月14日(金)　午後3時～4時　問／喜多　☎070-5599-2237　✉nshoda@mail.goo.ne.jp

親子リトミック　ポコ・ア・ポコ

日時／毎週火曜日　①午前9時30分～10時　②午前10時10分～11時10分　**会場**／溝沼市民センター　**年会費**／1,500円　**会費**／①月1,500円　②月2,000円　**対象**／①1～2歳の幼児と保護者　②2～3歳の幼児と保護者　**その他**／4月からの会員募集中　問／中村　☎090-8487-2028

親子リトミック　親子リズム

日時／毎週金曜日　①午前10時～11時　②午前11時10分～11時40分　**会場**／溝沼市民センター　**入会金**／1,500円　**会費**／①月2,000円　②月1,500円　**対象**／①2～3歳児と保護者　②1～2歳児と保護者　**その他**／4月からの会員募集中　問／中村　☎090-8487-2028

ナイスよさこい連

日時／不定期日曜日　午後1時～4時30分　**会場**／市内公民館　**会費**／月2,000円　**対象**／よさこいを楽しみたい方　問／岩崎　☎471-8393

朝霞混声合唱団

日時／毎月第1・3日曜日　午前9時30分～正午　**会場**／中央公民館・コミュニティセンター　**入会金**／1,000円　**会費**／月2,500円（別途、演奏会費積立あり）　**対象**／合唱の好きな方　**その他**／隔年で演奏会あり。2015年秋に第13回定期演奏会　問／星野　☎464-6536

申…申し込み　問…問い合わせ

市民の安全・安心のために－消防出初め式－

1月12日(日)、市役所正面駐車場で「消防出初め式」が行われました。

多くの観客が見守る中、朝霞市消防団の女性団員による屋内消火栓操法や第1分団によるポンプ車操法、朝志ヶ丘自警団による演技のほか、消防団と朝霞消防署による救出・救助訓練が行われました。災害を想定した迫力ある演技に、観客からは大きな拍手がわき起こっていました。

また、式典後の「ふれあいひろば」では展示された消防車両に乗った子どもを撮影する親子連れや消火体験をする子どもたちなどで、にぎわっていました。

第1分団によるポンプ車操法演技

第1区のスタート

チームの絆、たすきを胸に　～第56回県南駅伝競走大会～

1月12日(日)、中央公園陸上競技場周辺周回コースで、第56回県南駅伝競走大会が開催されました。

この大会は、朝霞地区体育協会連合会と朝霞地区教育委員会連合会の主催で毎年行われているもので、県内外から77チームの参加がありました。参加した選手の皆さんは、新春の陽光の中、チームみんなの汗と想いをのせたたすきを胸に、疾走していました。

みんなで朝霞の未来を考えよう！～あさか　お・も・て・な・し　カフェ～

1月18日(土)、ゆめぱれす（市民会館）で「あさか　お・も・て・な・しカフェ」が開催されました。

「あさか　お・も・て・な・し　カフェ」は、音楽を聴きながらお茶などを片手に、リラックスした形で自由に意見を述べていく「ワールドカフェ形式」という話し合いの方法で、「朝霞のいいところ／よくないところ」と「こんな朝霞市にしたい！」をテーマに行われました。

参加された方からは、「いろんな世代の方と話が出来て良かった」「今後もまちづくりに参加していきたい」などの感想がありました。

市では、今回の意見等について、平成28年度から実施する第5次総合振興計画の策定にいかしていきたいと考えています。

各テーブルで、付箋に意見を書いて出し合いました

美しい音色を楽しみました～第17回朝霞市吹奏楽・器楽フェスティバル～

ハープを使った演奏もありました（朝霞第一中学校）

1月19日(日)、第17回吹奏楽・器楽フェスティバルがゆめぱれす（市民会館）で開催され、市内で音楽活動をしている小学生から社会人までの団体が、日頃の練習の成果を発表しました。

フェスティバルの最後に中学生・高校生・社会人による合同演奏が行われ、その迫力ある演奏は観客を魅了していました。

歩行者や自転車が安心して通行できるよう「ゾーン30」を導入しました

三原１丁目地区において「ゾーン30」を導入しました。「ゾーン30」は、生活道路が密集する区域（ゾーン）を指定し、区域内の車の最高速度を時速30kmに規制する交通安全対策です。歩行者や自転車が安心して通行できるよう、速度規制とあわせて、交差点を明確化する路面標示などを行いました。市内では、昨年度の幸町２丁目に続く２地区目の導入となりました。今後も順次導入を進めてまいります。

ゾーン30入口

各種相談一覧

相談名	日程	時間	会場	予約・問い合わせ先	電話番号(048)
人権相談	毎月第１月曜日	午後１時～４時	市	人権庶務課	☎463-1738
女性総合相談	毎週木曜日	午前10時～午後３時	そ	それいゆぷらざ(女性センター)	☎463-2697
DV相談	毎週火～日曜日 ※専門の相談員による相談日時 毎週火・土曜日	午前９時～午後５時 午前10時～午後４時	そ	それいゆぷらざ(女性センター)	☎463-2697
法律相談 予	毎週水・金曜日	午前10時～正午、午後１時～３時	市	地域づくり支援課	☎463-2648
行政相談	毎月第２・４月曜日	午後１時～４時	市	地域づくり支援課	☎463-2648
消費生活相談	毎週月～金曜日	午前10時～正午、午後１時～４時	市	地域づくり支援課	☎463-1111(代表) 内線2256
税務相談 予	毎月第３月曜日	午前10時～午後３時	市	課税課	☎463-2851
税務相談(税理士会) 予	毎週水曜日	午後１時30分～４時	税	関東信越税理士会朝霞支部事務局	☎465-0025
休日納税相談	毎月第１・３日曜日 (１月の第１を除く)	午前８時30分～正午	市	納税課	☎463-2023
年金相談 予	毎週木曜日	午後１時～６時	市	保険年金課	☎463-1264
家庭児童相談	毎週月～金曜日	午前９時30分～午後４時	児	家庭児童相談室	☎463-2231
起業家育成相談 予 (１週間前までに予約)	毎週月～金曜日 (休所日を除く)	午前10時～午後７時	産	産業振興課	☎463-1903
金融よろず相談 予	毎月第１木曜日 (祝日の場合は翌週)	午後１時30分～４時30分	産	産業振興課	☎463-1903
内職相談	毎週火・金曜日	午前９時～正午、午後１時～４時	市	産業振興課	☎463-1903
労働・社会保険相談	毎月第３土曜日	午後１時～４時	産	産業振興課	☎463-1903
就職支援相談 予	毎月第２・４水曜日	午前10時～正午、午後１時～４時	第2(水)産 第4(水)市	産業振興課	☎463-1903
分譲マンション管理相談 予	毎月第１水曜日 (１月は第２水曜日)	午後１時30分～４時20分 (１組50分)	市	都市計画課 (予約は前月第３月曜日から先着順)	☎463-2518
不動産無料相談 予	毎月第２木曜日 (祝日の場合は第３木曜日)	午後１時～４時	宅	宅建協会県南支部	☎468-1717
住宅建築相談 予	毎月第２水曜日 (１月は第３水曜日)	午後２時～４時	市	建築士事務所協会県南支部	☎461-4507
精神保健福祉相談	毎週火・金曜日	午後１時～５時15分	市	福祉課	☎463-1599
生活保護相談	毎週月～金曜日	午前８時30分～午後５時15分	市	福祉課	☎463-1576・1562
地域包括支援センター高齢者に関する総合相談	毎週月～金曜日	午前８時30分～午後５時	地	長寿はつらつ課	☎463-1921
外国人生活相談	毎週月～金曜日	午前９時～午後４時	浦	外国人総合相談センター埼玉	☎833-3296
栄養相談 予	毎週月～金曜日	午前９時～午後４時	保	健康づくり課	☎465-8611
こころの健康相談 予	２月26日(水)	午後１時15分～２時45分	保	健康づくり課(２月21日(金)まで)	☎465-8611

＊予…予約が必要です。　＊すべて祝日を除きます。　※日程・会場は変更になる場合があります。

会場一覧　市市役所　産産業文化センター　保保健センター　児家庭児童相談室(保健センター2階)　地各地域包括支援センター　浦埼玉県浦和合同庁舎　税関東信越税理士会朝霞支部事務局(幸町1-3-6石川ビル2階)　宅宅建協会県南支部　そそれいゆぷらざ(中央公民館内女性センター)

4～9月分 広報あさか・市ホームページの有料広告を募集します

申・問／市政情報課　☎463-3059

掲載できる方／原則として、市内に事業所を有する個人または法人
申込方法／市ホームページまたは市政情報課にある申込書に必要事項を記入のうえ、広告の版下原稿または内容がわかるものを添えてお申し込みください。
申込期限／２月21日(金)　※募集枠が埋まりしだい終了
掲載の決定／申込受付後、内容を審査のうえ掲載の可否を決定し、申込者に通知します。
※掲載にあたっては条件があります。また、広告の製作費用は申込者の負担となります。詳しくは、市ホームページをご覧になるかお問い合わせください。

別表

	広報あさか	ホームページ
規格	(小)縦５cm×横8.9cm (大)縦５cm×横17.8cm	上下50ピクセル左右150ピクセル、GIF形式またはJPEG形式４KB以内
掲載位置	裏表紙など	トップページ下段 ※ランダムで右上に表示
掲載回数・期間	４～９月号（６回）	４月１日(火)～９月30日(火) ６か月間
掲載料	(小)各号月額 15,000円 (大)各号月額 30,000円	月額 20,000円
募集枠	４～８	12

※掲載料は前納です。

申…申し込み　問…問い合わせ

広報あさか　No.681
発行日／平成26年２月１日（毎月１回１日発行）　発行人／朝霞市長　編集／朝霞市市政情報課
朝霞市役所／〒351-8501　埼玉県朝霞市本町１-１-１　TEL 463-1111(代)　FAX 467-0770(代)

広報あさか音声CD(デイジー形式)を図書館本館と北朝霞分館で貸し出しています。

広報あさかは再生紙を使用しています